



資料 1

## 第3期 寒川町子ども・子育て支援事業計画（案）

（令和7年度～令和11年度）

令和7年3月





# 目 次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 計画策定の背景.....	2
2 計画の位置づけ .....	2
3 計画の期間 .....	5
4 計画の策定体制 .....	5
第2章 子ども・子育てを取り巻く状況.....	6
1 人口と世帯の状況 .....	7
2 少子化の動向 .....	12
3 就業の状況 .....	16
4 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の状況 .....	19
5 ニーズ調査結果の概要.....	27
第3章 第2期計画の評価 .....	34
1 各事業の評価について.....	35
2 事業の評価と課題.....	35
3 第2期計画の総括.....	38
第4章 計画の基本的な考え方.....	39
1 計画の基本理念.....	40
2 地域行動計画の策定にあたっての基本的な視点.....	41
3 施策体系.....	42
第5章 施策の推進 .....	43
基本目標1 子育て家庭の支援 .....	44
基本目標2 母子の健康の確保と増進.....	52
基本目標3 教育環境の整備.....	56
基本目標4 子育てを支援する生活環境の整備 .....	60
基本目標5 要支援家庭への取り組み.....	66

第6章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策.....	70
1 量の見込みについて.....	71
2 認定区分.....	71
3 教育・保育提供区域.....	71
4 児童数の見込み.....	72
5 教育・保育施設の見込みと確保方策.....	73
6 地域型保育事業の量の見込みと確保方策.....	77
7 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策.....	79
8 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保.....	90
9 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保.....	91
10 任意記載事項.....	91
第7章 放課後児童対策の推進に関する行動計画.....	93
1 国の動き.....	94
2 町が取り組むべき内容.....	94
3 町の取り組みの具体的内容.....	95
第8章 こどもの貧困の解消に向けた対策.....	96
1 こどもの貧困の解消に向けた対策について.....	97
2 市町村計画.....	97
3 町における取り組み.....	97
第9章 計画の推進体制.....	99
1 計画の推進.....	100
2 計画の進行管理.....	100
3 計画の進行状況の公表.....	100
4 国・県への要望.....	100
<b>資料編</b> .....	<b>101</b>





# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の背景

子ども・子育て新制度が開始された平成 27 年度以降、平成 28 年には子ども・子育て支援法と児童福祉法が改正され、社会的養育・児童虐待防止対策に係る改正等が行われ、令和元年6月には改正児童虐待防止法と改正児童福祉法が可決・成立し、親権者による児童の躰での体罰が禁止されました。更に、令和5年4月には、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、こども基本法が施行され、同年 12 月にはこども大綱が閣議決定されました。

本町においては、「のびのび すくすく 家族と地域の子育て環境づくり」を基本理念として、まち全体で子育て家庭を支え、子育てしやすいまちづくりを目指して、子ども・子育て支援の充実に取り組むため、令和2年3月に、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とする「第2期寒川町子ども・子育て支援事業計画(以下「第2期計画」という。)」を策定しました。

全国的に人口減少社会を迎えているなかで、令和4年には統計を始めた明治32年以降で初めて国内の出生数が 80 万人を割り込み 77 万人となりました。さらに令和5年には合計特殊出生率は更に低下し 1.20 と過去最低となり、人口置換水準の 2.07 を大きく下回り人口減少に歯止めがかからない状況が続いています。このような状況の中で、本町の人口はほぼ横ばいで推移しています。

「第3期寒川町子ども・子育て支援事業計画(以下「本計画」という。)」は、これらの子どもを取り巻く環境の変化に対応しながら、国より示された「子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正」を踏まえ、質の高い就学前の子どもの教育・保育の総合的な提供をはじめ、児童虐待の防止や子どもの貧困対策などすべての子どもと子育て家庭への支援の充実など、包括的な子ども・子育て支援のための計画となるよう策定しました。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項の規定により定める「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、各年度の「教育・保育」の必要量の見込み、「地域子ども・子育て支援事業」の必要量の見込み、これらの提供体制の確保の内容と実施時期を定めるもので、第2期計画に引き続き次世代育成支援対策推進法第8条第1項の規定により策定する「寒川町次世代育成支援対策行動計画」を包含するとともに、放課後児童対策パッケージ(令和5年12月25日発出)に基づく「放課後児童対策の推進に関する行動計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項の規定により定める「こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」としての内容も包含するものです。

## (1)次世代育成支援対策行動計画

次世代育成支援対策推進法が令和6年5月に改正され、同法の期限が令和17年3月31日までとされたことから、計画の基本理念に基づく子ども・子育て支援施策の展開について定めます。

## (2)放課後児童対策の推進に関する行動計画

令和5年度末で新・放課後子ども総合プランが終了し、令和5年12月25日に子ども家庭庁と文部科学省の連名で放課後児童対策パッケージが発出され、自治体の実情に応じて計画を策定し、取り組むべき内容が示されましたので、町が取り組むべき内容、町の取り組みの具体的な内容などを定めます。

## (3)こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画

子どもの貧困対策の推進に関する法律が令和6年9月に改正され、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律となり、市町村におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画を定めることが努力義務となったことから、同法律の国が定める大綱と都道府県計画を勘案して町におけるこどもの貧困の解消に向けた対策について定めます。

### 【子ども・子育て支援法(抜粋)】

#### (市町村子ども・子育て支援事業計画)

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。

### 【次世代育成支援対策推進法(抜粋)】

#### (市町村行動計画)

第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画(以下「市町村行動計画」という。)を策定することができる。

### 【こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律(抜粋)】

#### (都道府県計画等)

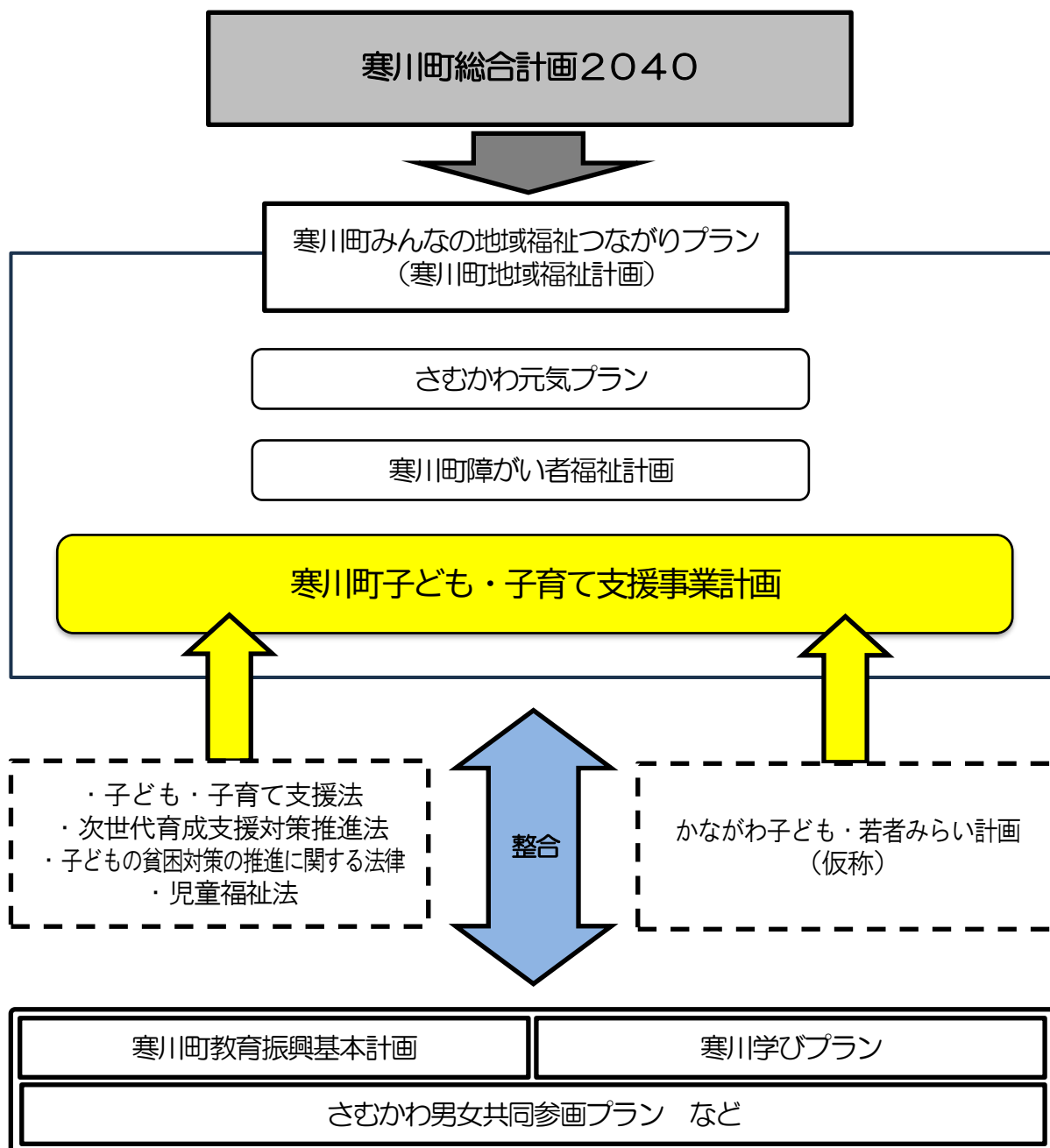
第十条 都道府県は、大綱を勘案して、当該都道府県におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画(次項及び第三項において「都道府県計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、大綱(都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画)を勘案して、当該市町村におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画(次項において「市町村計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

### (3)計画の位置づけ

本計画は、本町の上位計画である「寒川町総合計画」の個別計画として位置づけられます。

また、本計画は、子ども・子育て支援法をはじめとする関連の法律や神奈川県子ども計画とともに、関連する個別計画と整合・調和を図りながら策定しています。



### 3 計画の期間

本計画は5年を1期とするものとされています。また、計画の内容と実際の状況に乖離がある場合は、必要に応じ、中間年を目安として計画の見直しを行うことが見込まれます。

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
第3期計画					第4期計画
	中間評価		計画改訂		

### 4 計画の策定体制

#### (1) 子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査の実施

本計画の策定に先立ち、町では就学前児童をもつ保護者全世帯に対しニーズを把握するために、令和5年11月から12月にかけて、子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査を実施しました。

#### (2) 寒川町子ども・子育て会議での意見聴取

本計画の内容を審議するため、寒川町子ども・子育て会議を開催し、学識経験者、保育・教育関係者、子ども・子育て支援に関する関係団体などの委員に意見を聴きました。

#### (3) パブリックコメントの実施

寒川町パブリックコメント手続に関する規則に基づき、計画案に対する意見及び情報を広く町民から募集しました。

## 第2章 子ども・子育てを取り巻く状況

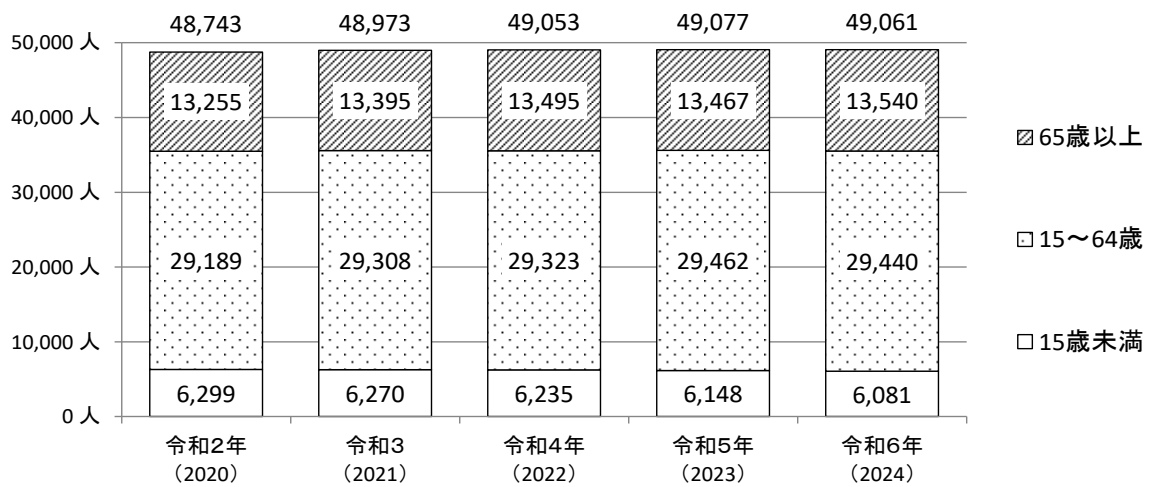
# 1 人口と世帯の状況

## (1) 総人口及び年齢3区分別人口

町の総人口は、令和6年4月1日現在、49,061 人となっています。令和2年からの推移をみると、令和4年までは増加していましたが、令和5年から減少に転じています。

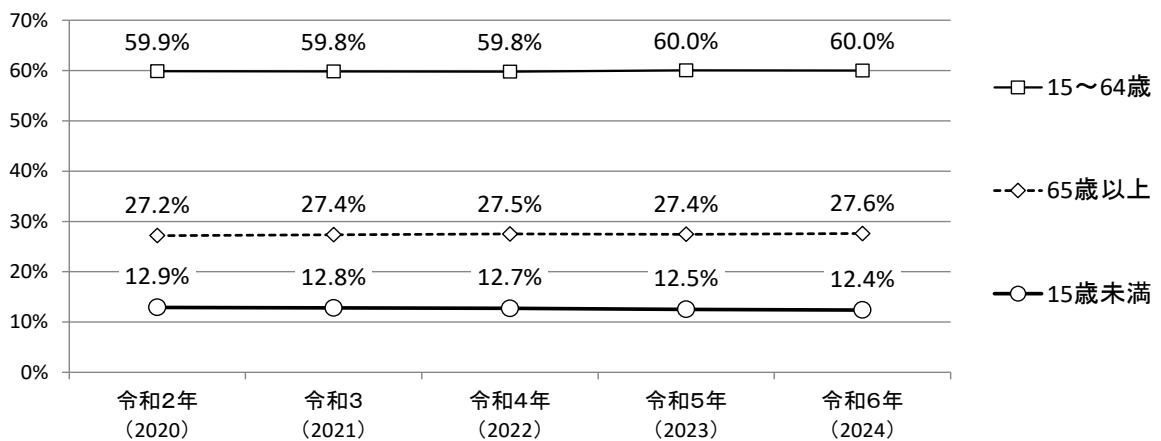
年齢3区分で見ると、65 歳以上の老年人口は増加しているものの、15～64 歳の生産年齢人口は令和5年以降減少しており、15 歳未満の年少人口は令和2年以降減少しており、少子高齢化が進んでいることがわかります。

### ■総人口及び年齢3区分人口の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

### ■年齢3区分人口構成比の推移

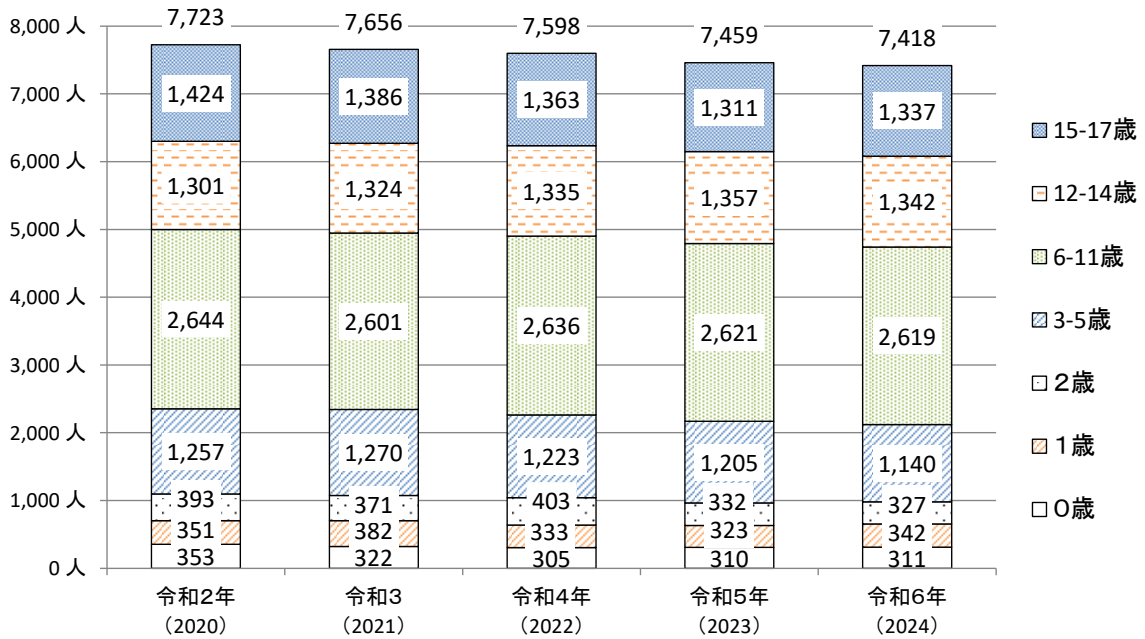


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

## (2)子どもの人口

町の18歳未満の子どもの人口は、令和2年以降、減少傾向にあります。12～14歳(中学生)は令和5年まで増加していましたが令和6年に減少しています。0～5歳(就学前児童)の人口減少が大きく、令和2年から令和6年にかけて234人減少し、令和6年では2,120人となっています。

### ■子ども人口の推移



(単位: 人)

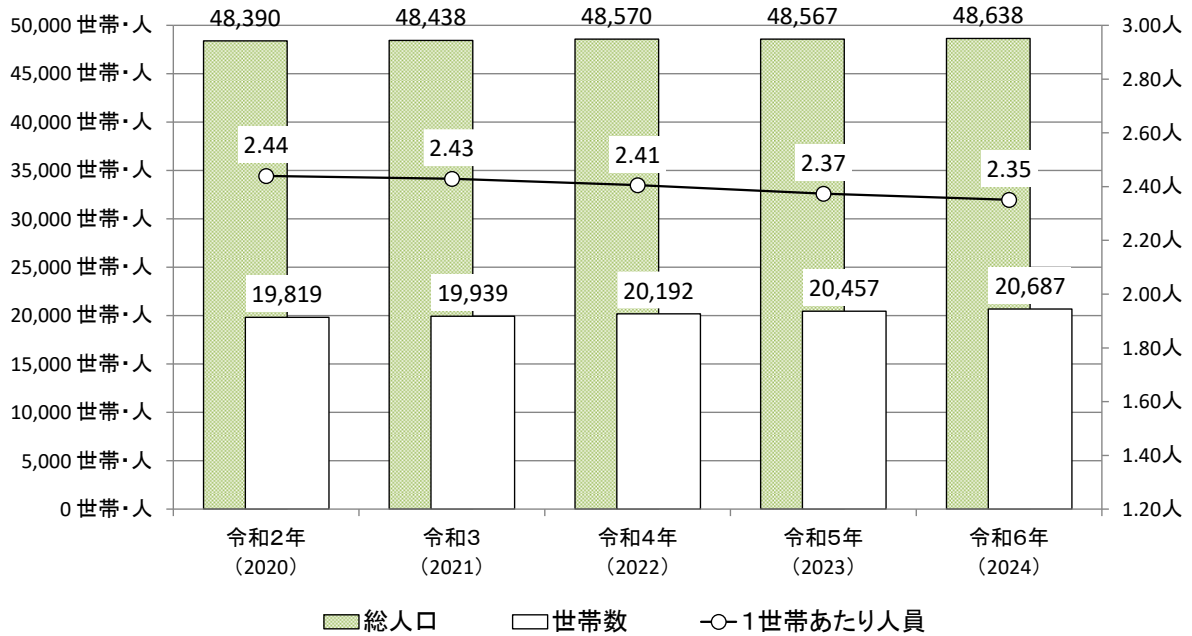
	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)
0歳	353	322	305	310	311
1歳	351	382	333	323	342
2歳	393	371	403	332	327
3-5歳	1,257	1,270	1,223	1,205	1,140
0-5歳計	2,354	2,345	2,264	2,170	2,120
6-11歳	2,644	2,601	2,636	2,621	2,619
12-14歳	1,301	1,324	1,335	1,357	1,342
15-17歳	1,424	1,386	1,363	1,311	1,337
合計	7,723	7,656	7,598	7,459	7,418

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

### (3)世帯数及び1世帯あたり人員

町の世帯数は、増加傾向にあり、令和6年には 20,687 世帯となっています。一方、1世帯あたり人員数は、減少傾向にあり、令和6年には 2.35 人となっています。

#### ■世帯数及び1世帯あたり人員の推移



(単位:人、世帯)

	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)
総人口	48,390	48,438	48,570	48,567	48,638
世帯数	19,819	19,939	20,192	20,457	20,687
1世帯あたり人員	2.44	2.43	2.41	2.37	2.35

資料：神奈川県、国勢調査確定数を基準人口とした推計人口（各年1月1日現在）

### (4)世帯類型

町の世帯類型による世帯数の推移をみると、令和2年では核家族世帯が総世帯数の62.9%を占めており、そのうち「夫婦のみ」の世帯と「ひとり親(男親と子ども及び女親と子ども)」の世帯が年々増加しています。

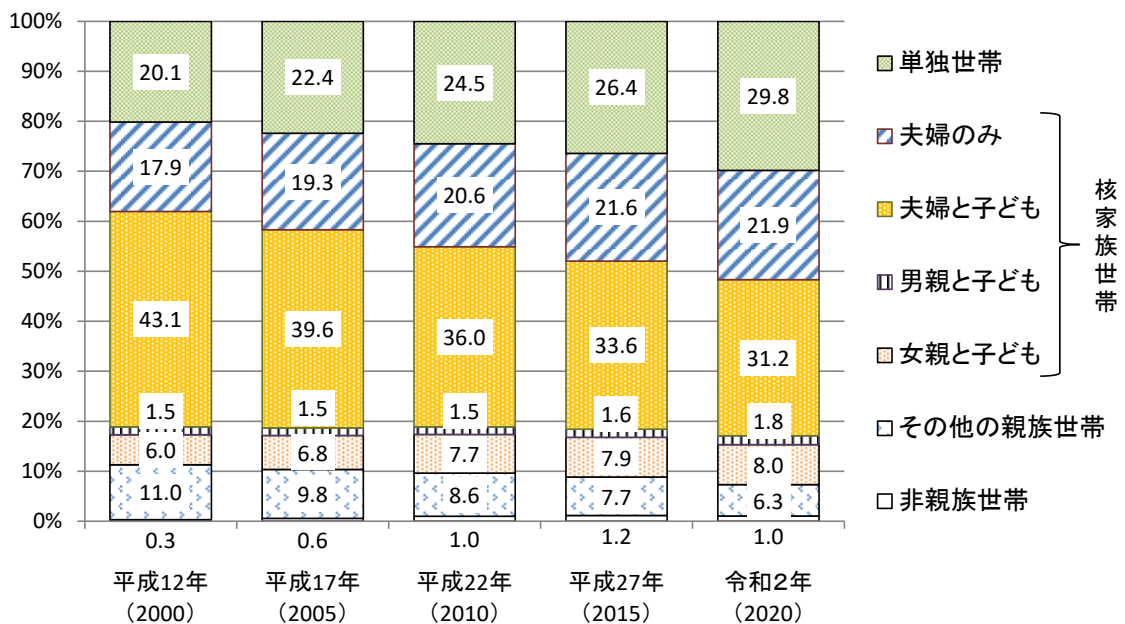
また、単独世帯も年々増加しており、令和2年では5,899世帯と総世帯数の29.8%を占めています。

#### ■世帯類型による世帯割合及び世帯数の推移

(単位:世帯)

	平成12年 (2000)	平成17年 (2005)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	令和2年 (2020)	6歳未満 親族の いる世帯	18歳未満 親族の いる世帯
総世帯数	15,933	17,142	18,003	18,710	19,795	1,761	4,378
単独世帯	3,210	3,840	4,411	4,941	5,899		3
親族世帯	12,675	13,204	13,414	13,553	13,691	1,755	4,354
核家族世帯	10,922	11,524	11,858	12,117	12,444	1,621	3,906
夫婦のみ	2,846	3,304	3,702	4,034	4,327		
夫婦と子ども	6,869	6,795	6,487	6,292	6,184	1,551	3,482
男親と子ども	245	259	277	304	352	7	53
女親と子ども	962	1,166	1,392	1,487	1,581	63	371
その他の親族世帯	1,753	1,680	1,556	1,436	1,247	134	448
非親族世帯	48	98	178	216	205	6	21

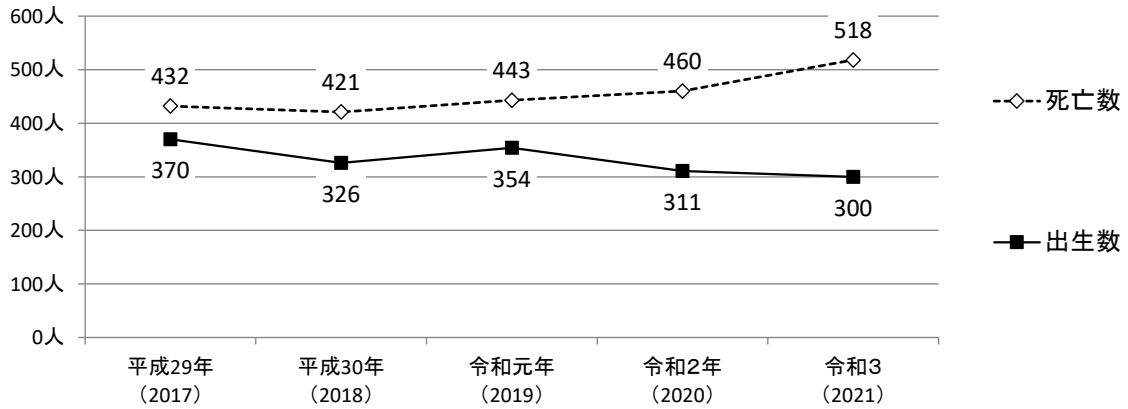
資料：国勢調査（世帯の家族類型「不詳」を除く）



## (5)自然動態

町の出生数及び死亡数の推移をみると、平成 29 年以降、死亡数が出生数を上回る自然減の傾向にあります。

### ■出生数及び死亡数の推移

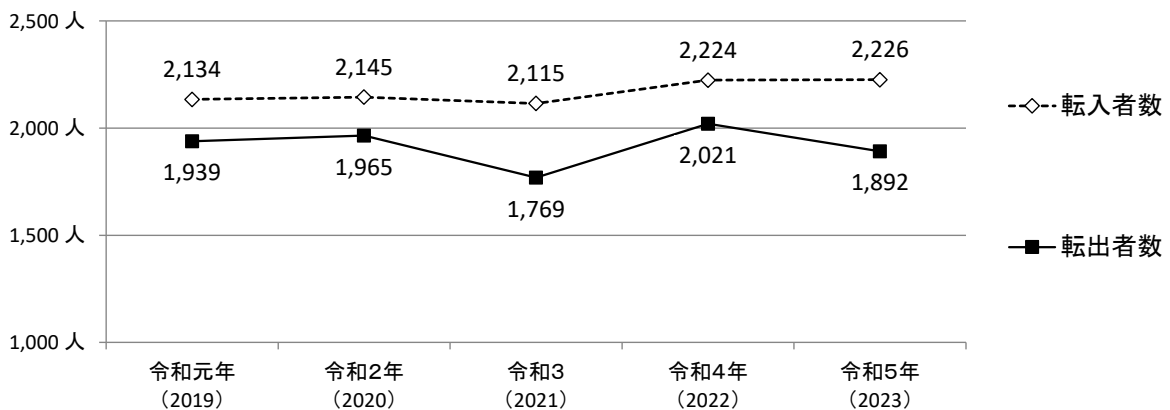


資料：神奈川県衛生統計年報

## (6)社会動態

町の転入者数及び転出者数の推移をみると、転入者数が転出者数を上回っており、社会増の状態が続いています。

### ■転入者数及び転出者数の推移



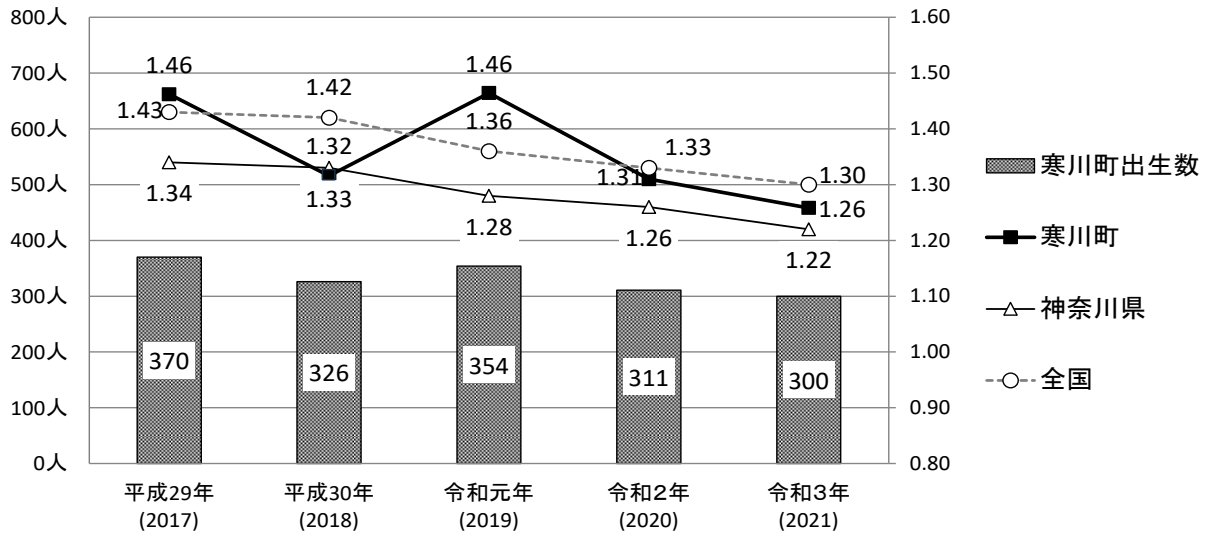
資料：神奈川県人口統計調査

## 2 少子化の動向

### (1) 合計特殊出生率

町の合計特殊出生率は、令和3年で1.26となっており、神奈川県の数値よりは高くなっていますが、全国の数値よりは低くなっています。

#### ■ 合計特殊出生率の推移



	平成 29 年 (2017)	平成 30 年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)
寒川町出生数	370	326	363	324	300
全国	1.43	1.42	1.36	1.33	1.30
神奈川県	1.34	1.33	1.28	1.26	1.22
寒川町	1.46	1.32	1.46	1.31	1.26

資料：神奈川県衛生統計年報

## (2)出生数・出生率

町の出生数はやや減少傾向にあり、令和3年は300人、出生率(人口千人あたり)は6.2‰(パーミル)となっています。

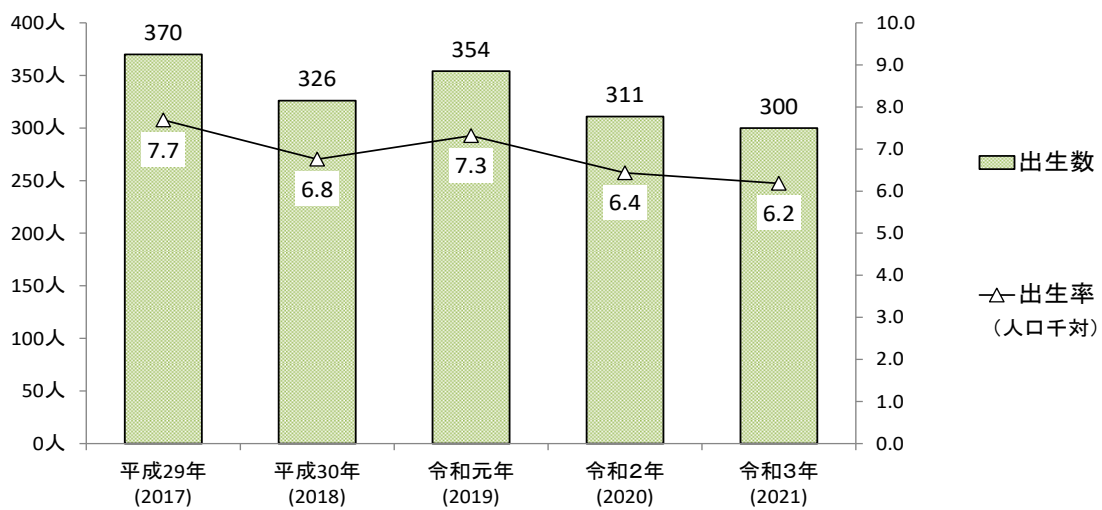
出生率を全国及び神奈川県と比較すると、令和2年と令和3年は全国及び神奈川県を下回っています。

### ■出生数・出生率の推移

単位：人、‰(パーミル、千分率)

	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)
出生数	370	326	354	311	300
出生率	7.7	6.8	7.3	6.4	6.2

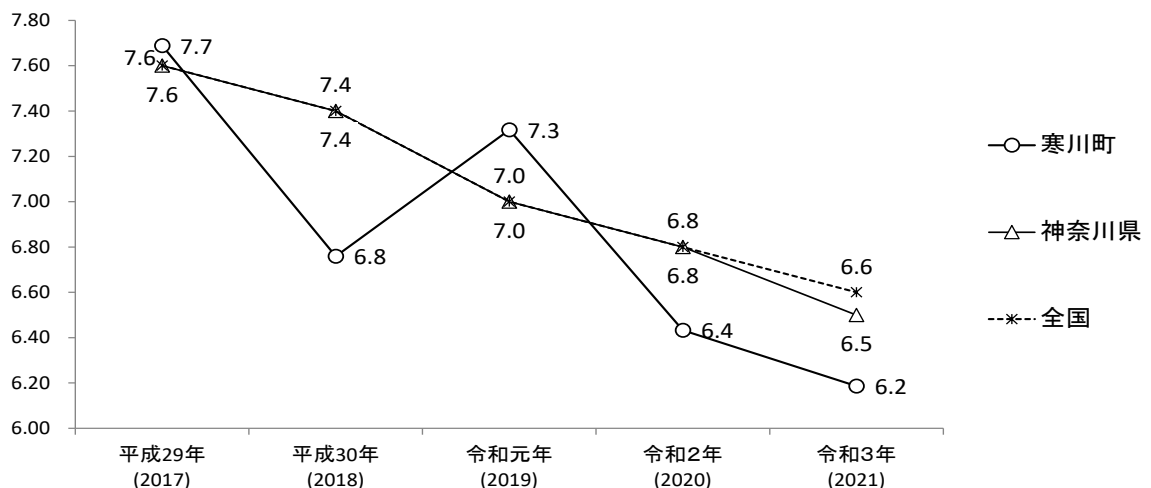
資料：神奈川県衛生統計年報



### ■出生率の比較

	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)
寒川町	7.7	6.8	7.3	6.4	6.2
神奈川県	7.6	7.4	7.0	6.8	6.5
全国	7.6	7.4	7.0	6.8	6.6

資料：神奈川県衛生統計年報



### (3) 男性の未婚率の推移

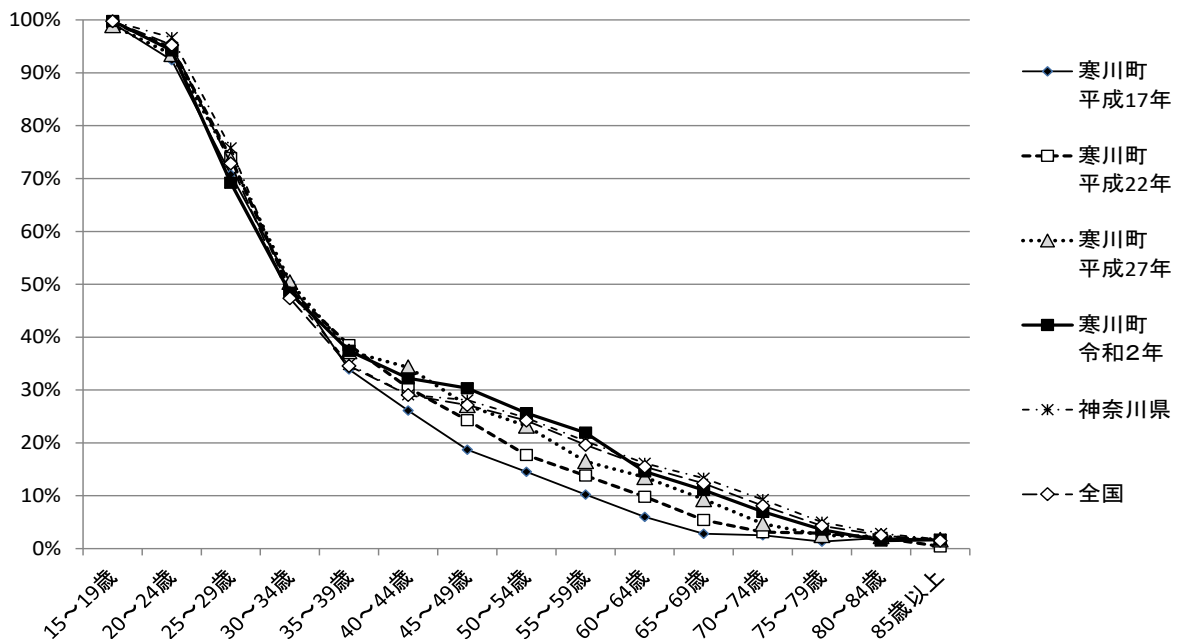
町の男性の令和2年の未婚率は、25～29歳が64.8%と神奈川県や全国より低くなっていますが、30～34歳が45.6%、35～39歳が35.8%、40～44歳が30.7%、45～49歳が29.0%となっており、いずれも県や全国値より高くなっています。

#### ■ 男性の未婚率の推移

(単位:%)

	寒川町				神奈川県	全国
	平成17年 (2005)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	令和2年 (2020)	令和2年 (2020)	令和2年 (2020)
15～19歳	99.4	99.6	99.0	99.8	99.8	99.8
20～24歳	92.4	94.7	93.5	94.2	96.7	95.2
25～29歳	70.8	73.9	73.6	69.2	75.8	72.9
30～34歳	50.4	48.9	50.4	48.4	48.6	47.4
35～39歳	33.9	38.5	37.3	37.4	34.9	34.5
40～44歳	26.1	30.4	34.3	32.2	29.1	29.1
45～49歳	18.7	24.3	27.1	30.3	28.1	27.2
50～54歳	14.5	17.7	23.2	25.6	24.7	24.2
55～59歳	10.2	13.8	16.5	21.9	20.3	19.6
60～64歳	6.0	9.8	13.5	14.6	16.1	15.5
65～69歳	2.8	5.4	9.3	11.1	13.3	12.3
70～74歳	2.5	3.1	4.7	7.0	9.3	8.1
75～79歳	1.3	2.9	2.5	3.6	5.0	4.3
80～84歳	2.0	2.0	2.3	1.5	2.8	2.5
85歳以上	1.6	0.4	1.7	1.7	1.7	1.5

資料：国勢調査（年齢不詳は含まれていません）



### (4) 女性の未婚率の推移

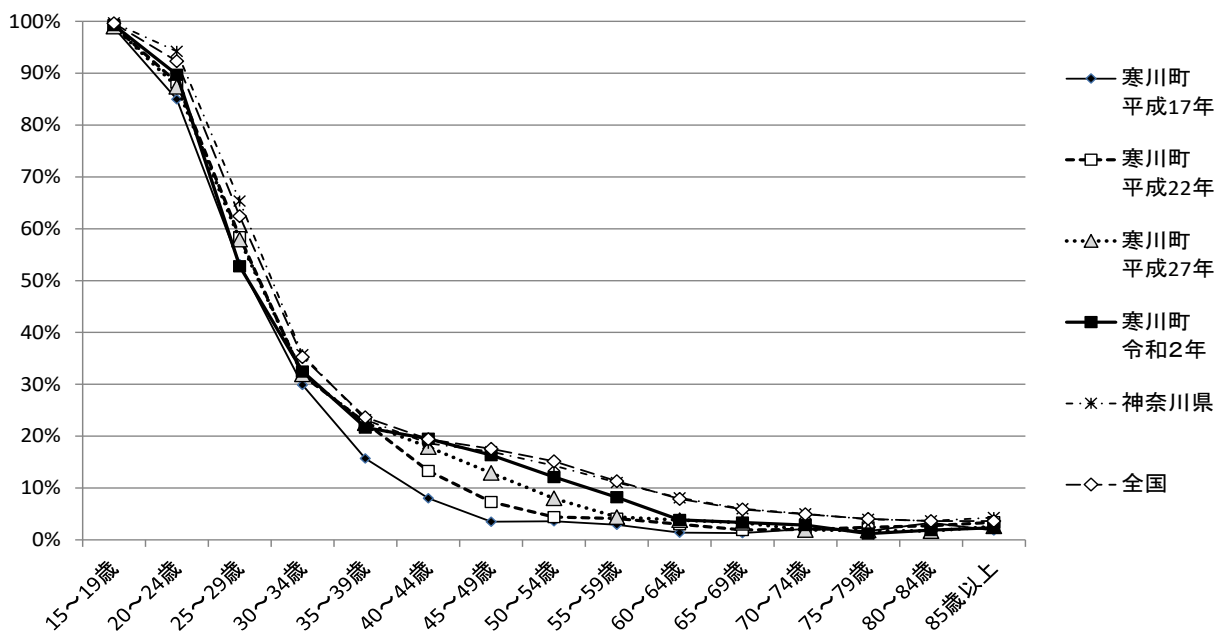
町の女性の令和2年の未婚率は、25～29 歳が 51.6%、30～34 歳が 31.8%、35～39 歳が 21.3%、40～44 歳が 19.1%、45～49 歳が 15.9%となっており、全体的に全国値及び神奈川県より低くなっています。

#### ■女性の未婚率の推移

(単位:%)

	寒川町				神奈川県	全国
	平成 17 年 (2005)	平成 22 年 (2010)	平成 27 年 (2015)	令和2年 (2020)	令和2年 (2020)	令和2年 (2020)
15～19 歳	98.8	99.0	99.0	99.3	99.7	99.6
20～24 歳	85.0	88.2	87.4	89.7	94.2	92.3
25～29 歳	53.2	58.4	57.9	52.8	65.3	62.4
30～34 歳	29.9	31.7	31.9	32.5	35.7	35.2
35～39 歳	15.7	22.6	22.5	21.7	23.2	23.6
40～44 歳	8.0	13.3	17.9	19.5	18.6	19.4
45～49 歳	3.5	7.3	12.9	16.3	17.0	17.6
50～54 歳	3.6	4.4	8.0	12.1	14.3	15.2
55～59 歳	2.9	4.1	4.4	8.2	11.0	11.3
60～64 歳	1.4	3.0	3.8	3.8	8.1	7.9
65～69 歳	1.3	1.9	3.3	3.3	6.0	5.9
70～74 歳	2.1	2.0	1.9	2.9	5.0	4.9
75～79 歳	1.7	2.4	1.8	1.2	3.9	4.1
80～84 歳	3.3	2.7	1.7	1.9	3.7	3.6
85 歳以上	1.8	3.4	2.6	2.3	4.3	3.6

資料：国勢調査（年齢不詳は含まれていません）



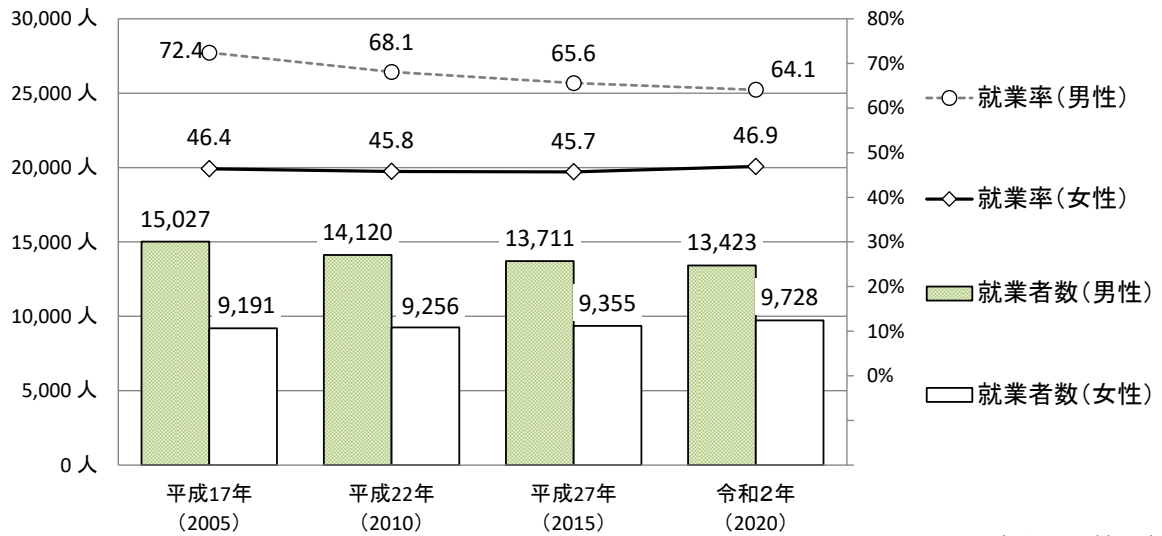
### 3 就業の状況

#### (1) 就業者数・就業率

町の就業者数について、男性は年々減少していますが、女性は年々増加しており、令和2年では9,728人となっています。

就業率は、男性は年々低下していますが、女性はほぼ横ばいで推移しています。令和2年では男性が64.1%、女性が46.9%となっています。

#### ■ 就業者数の推移



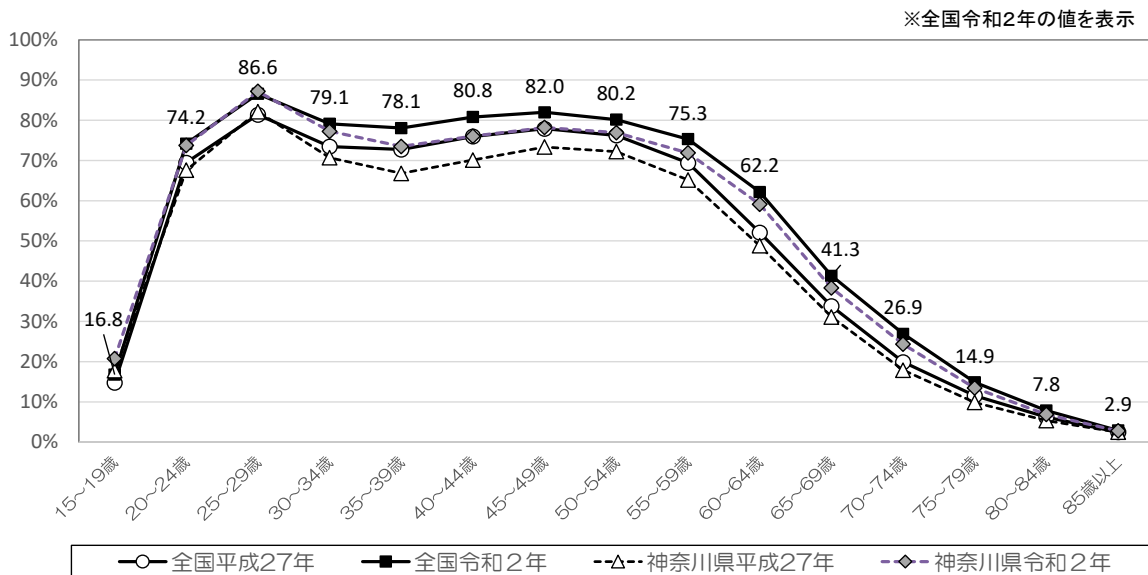
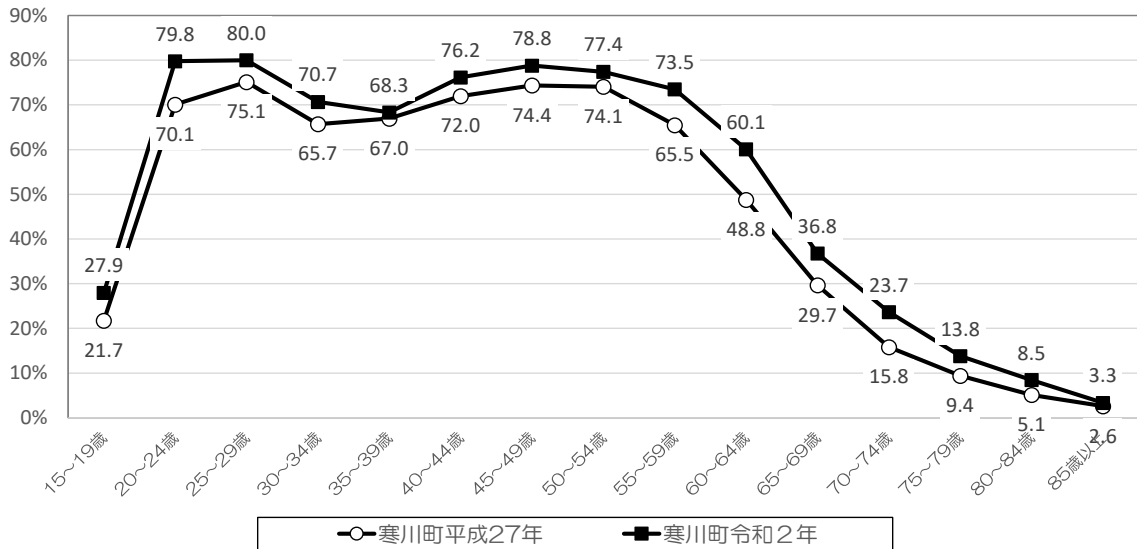
資料：国勢調査

## (2)年齢別労働力率

令和2年の女性の労働力率(15歳以上人口に占める労働力人口(就業者+完全失業者)の割合)は、各年齢層において全体的に全国と比べてやや低い割合となっています。

また、寒川町の女性の令和2年の労働力率を、平成27年の労働力率と比較すると、5年間でほとんどの世代の労働力率が増加していますが、30歳代の労働力率が低く、ややM字カーブが目立つ状況になっています。

### ■女性の年齢別労働力率



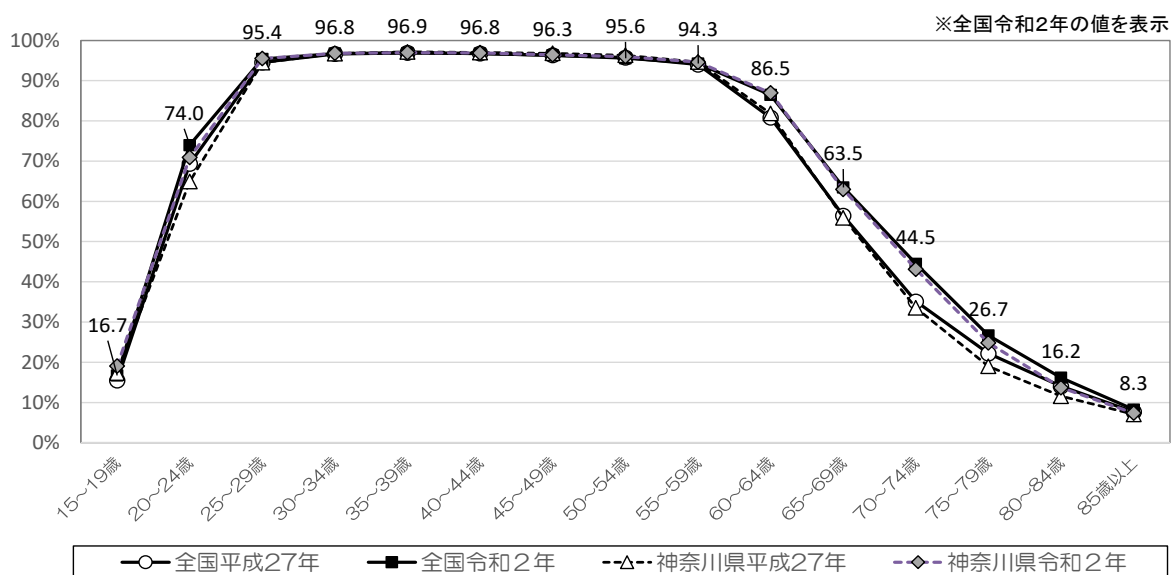
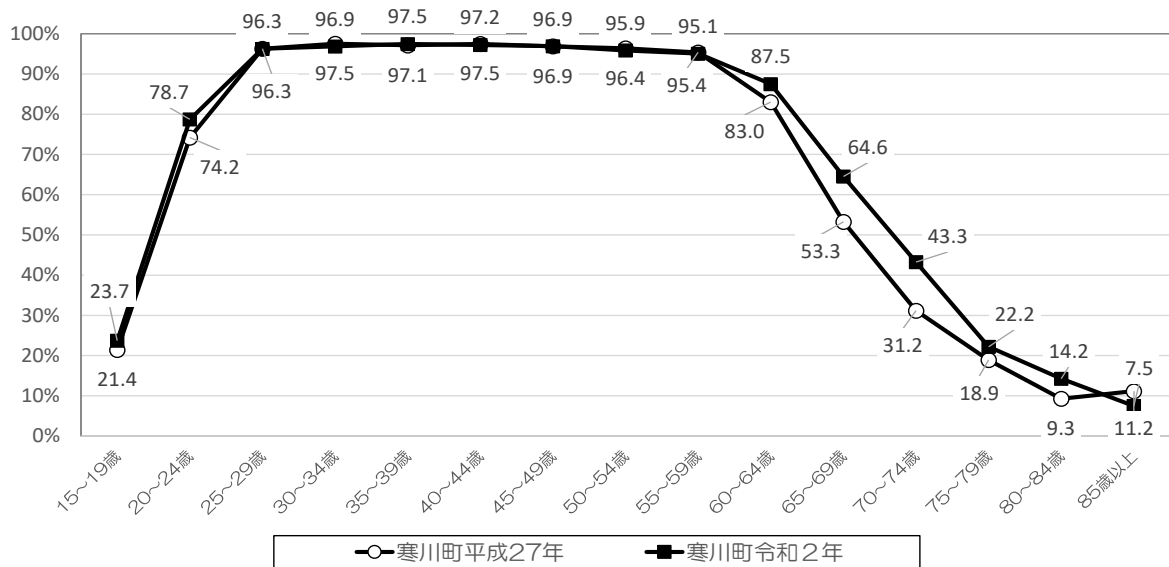
	15 ~ 19 歳	20 ~ 24 歳	25 ~ 29 歳	30 ~ 34 歳	35 ~ 39 歳	40 ~ 44 歳	45 ~ 49 歳	50 ~ 54 歳	55 ~ 59 歳	60 ~ 64 歳	65 ~ 69 歳	70 ~ 74 歳	75 ~ 79 歳	80 ~ 84 歳	85 歳 以上
全国平成27年	14.7	69.5	81.4	73.5	72.7	76.0	77.9	76.2	69.4	52.1	33.8	19.9	11.6	6.2	2.5
全国令和2年	16.8	74.2	86.6	79.1	78.1	80.8	82.0	80.2	75.3	62.2	41.3	26.9	14.9	7.8	2.9
神奈川県平成27年	17.7	67.6	82.2	70.7	66.8	70.1	73.3	72.2	65.2	48.8	31.1	17.9	9.8	5.3	2.4
神奈川県令和2年	20.7	73.7	87.2	77.2	73.5	76.0	78.2	76.9	71.9	59.1	38.3	24.3	13.4	6.9	2.8

資料：国勢調査

令和2年の男性の労働力率は、各年齢層において全体的に全国や神奈川県とほぼ同割合となっています。

また、寒川町の男性の令和2年の労働力率を、平成27年の労働力率と比較すると、60歳以上で労働力率が増加しています。

■男性の年齢別労働力率



	15 ~ 19 歳	20 ~ 24 歳	25 ~ 29 歳	30 ~ 34 歳	35 ~ 39 歳	40 ~ 44 歳	45 ~ 49 歳	50 ~ 54 歳	55 ~ 59 歳	60 ~ 64 歳	65 ~ 69 歳	70 ~ 74 歳	75 ~ 79 歳	80 ~ 84 歳	85 歳 以上
全国平成27年	15.5	69.3	94.5	96.6	96.9	96.8	96.3	95.7	94.0	80.8	56.4	35.1	22.2	14.0	7.7
全国令和2年	16.7	74.0	95.4	96.8	96.9	96.8	96.3	95.6	94.3	86.5	63.5	44.5	26.7	16.2	8.3
神奈川県平成27年	17.3	64.9	94.5	96.7	97.2	97.0	96.8	96.3	94.6	81.8	55.9	33.5	19.0	11.6	7.1
神奈川県令和2年	19.0	70.9	95.5	96.8	97.0	96.9	96.4	96.0	94.6	87.0	63.0	43.1	24.8	13.7	7.3

資料：国勢調査

## 4 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の状況

第2期計画期間における教育・保育施設、地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業の各事業の状況です。

1年間の数値によるものについては、令和5年度までの表記としています。

### (1) 教育・保育施設

#### ① 幼稚園

学校教育法に基づく教育機関で、保護者の就労状況にかかわらず、子どもの心身の発達を助長するために3歳からの幼児を対象とする教育施設です。

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	見込み量	人	700	690	550	540	530
計画値	確保提供量 ①	人	749	749	569	569	569
	1号認定	人	556	556	422	422	422
	2号認定	人	193	193	147	147	147
実績値	利用者 ②	人	607	584	336	312	277
差異(①-②)		人	142	165	233	257	292

#### ② 認定こども園(幼稚園部分)

小学校就学前の乳幼児に対して幼児教育と保育を提供する機能と、地域における子育て支援を行う機能を備えた施設の幼稚園部分です。

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	見込み量	人	100	100	200	200	200
計画値	確保提供量 ①	人	162	162	342	342	342
	1号認定	人	82	82	216	216	216
	2号認定	人	80	80	126	126	126
実績値	利用者 ②	人	140	140	332	328	297
差異(①-②)		人	22	22	10	14	45

## ③認可保育所

児童福祉法に基づき、保護者の就労など何らかの理由によって、家庭などでの十分な保育が受けられない乳幼児を保育する施設で、県の認可を受けた施設です。

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	見込み量	人	646	651	626	621	611
計画値	確保提供量 ①	人	630	630	630	630	630
	2号認定	人	378	378	378	378	378
	3号認定(0歳)	人	60	60	60	60	60
	3号認定(1・2歳)	人	192	192	192	192	192
実績値	利用者 ②	人	651	655	656	657	636
差異(①-②)		人	▲ 21	▲ 25	▲ 26	▲ 27	▲ 6

## ④認定こども園(保育所部分)

小学校就学前の乳幼児に対して幼児教育と保育を提供する機能と、地域における子育て支援を行う機能を備えた施設の保育所部分です。

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	見込み量	人	50	50	96	96	96
計画値	確保提供量 ①	人	50	50	96	96	96
	2号認定	人	30	30	60	60	60
	3号認定(0歳)	人	6	6	6	6	6
	3号認定(1・2歳)	人	14	14	30	30	30
実績値	利用者 ②	人	51	48	85	105	108
差異(①-②)		人	▲ 1	2	11	▲ 9	▲ 12

## (2)地域型保育事業

### ①小規模保育事業

少人数(定員6～19人)を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行う事業です。

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	見込み量	人	19	19	19	38	38
計画値	確保提供量 ①	人	19	19	19	38	38
	3号認定(0歳)	人	3	3	3	6	6
	3号認定(1・2歳)	人	16	16	16	32	32
実績値	利用者 ②	人	17	16	15	22	31
差異(①-②)		人	2	3	4	16	7

### ②家庭的保育事業

家庭的な雰囲気のもとで、少人数(定員5人以下)を対象にきめ細かな保育を行う事業です。

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	見込み量	人	5	5	5	5	5
計画値	確保提供量 ①	人	5	5	5	5	5
	3号認定(0歳)	人	1	1	1	1	1
	3号認定(1・2歳)	人	4	4	4	4	4
実績値	利用者 ②	人	5	5	5	5	4
差異(①-②)		人	0	0	0	0	1

### ③事業所内保育事業

会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育する事業です。第2期計画での見込み量及び確保提供量の設定はありません。

### ④居宅訪問型保育事業

障がい・疾患などで個別のケアが必要な場合や、施設が無くなった地域で保育を維持する必要がある場合などに、保護者の自宅において1対1で保育を行う事業です。

第2期計画での見込み量及び確保提供量の設定はありません。

### (3)地域子ども・子育て支援事業

#### ①利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	確保提供量 ①	箇所	3	3	3	3	3
	基本型	箇所	1	1	1	1	1
	母子保健型	箇所	1	1	1	1	1
	特定型	箇所	1	1	1	1	1
実績値 ②		箇所	3	3	3	3	3
差異(①-②)		箇所	0	0	0	0	0

#### ②地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター)

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	見込み量	人	9,430	9,490	9,540	9,610
計画値	確保提供量 ①	人	9,430	9,490	9,540	9,610
実績値	利用者 ②	人	2,722	3,722	6,010	7,986
差異(①-②)		人	6,708	5,768	3,530	1,624

※人数は延人数です。

#### ③妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。1人当たり14回分の妊婦健康診査費用補助券を交付しています。

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	見込み量	人	4,072	4,001	3,966	3,920
計画値	確保提供量 ①	人	4,072	4,001	3,966	3,920
実績値	利用者 ②	人	3,923	3,679	3,612	3,824
差異(①-②)		人	149	322	354	96

※人数は延人数です。

#### ④乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる家庭を保健師等が訪問し、発育・栄養・育児・生活環境等の相談や、子育て支援に関する情報提供、養育環境等の把握を行う事業です。

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	見込み量	人	331	325	322	318
計画値	確保提供量 ①	人	331	325	322	318
実績値	利用者 ②	人	321	307	312	308
差異(①-②)		人	10	18	10	10

#### ⑤養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業で把握した「保護者の養育上の支援が特に必要と認められる」家庭を訪問し、その先につなげるための相談・指導・助言その他の援助を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	見込み量	人	13	14	15	16
計画値	確保提供量 ①	人	13	14	15	16
実績値	利用者 ②	人	20	27	35	22
差異(①-②)		人	▲ 7	▲ 13	▲ 20	▲ 6

#### ⑥子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

第2期計画の見込み量及び確保提供量の設定はありません。

## ⑦ファミリー・サポート・センター(就学児のみ)

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	見込み量	人	970	960	960	950
計画値	確保提供量 ①	人	970	960	960	950
実績値	利用者 ②	人	955	777	1,290	1,426
差異(①-②)		人	15	183	▲ 330	▲ 476

※人数は延人数です。

## ⑧一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

## ■幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育)

幼稚園在園児を対象として、通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、希望者を教育(保育)する事業です。園によって実施日や実施時間などの状況は異なります。

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	見込み量	人	12,600	12,600	12,600	12,600
計画値	確保提供量 ①	人	12,600	12,600	12,600	12,600
実績値	利用者 ②	人	12,354	17,911	16,294	17,385
差異(①-②)		人	246	▲ 5,311	▲ 3,694	▲ 4,785

※人数は延人数です。

## ■幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育)以外

幼稚園型を除く一時預かり事業で、内訳は次の3事業です。

一時保育事業は、町内の保育所4園で通常の保育の余裕活用型として実施しています。夜間養護等事業は、第2期計画の見込み量及び確保提供量の設定はありません。

### ○ファミリー・サポート・センター事業(就学前)

乳幼児の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

### ○一時保育事業

日頃保育所を利用していなくても、一時的に児童を預けることができる事業です。

### ○夜間養護等事業(トワイライトステイ)

保護者の帰宅が遅い場合や休日に不在の場合に、夜間・休日に児童養護施設等で児童を預かる事業です。

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	見込み量	人	1,470	1,460	1,430	1,430
	ファミサポ(就学前)	人	770	760	730	730
	一時保育事業	人	700	700	700	700
計画値	確保提供量 ①	人	1,470	1,460	1,430	1,430
	ファミサポ(就学前)	人	770	760	730	730
	一時保育事業	人	700	700	700	700
実績値	利用者 ②	人	1,740	2,558	2,035	1,218
	ファミサポ(就学前)	人	1,588	2,187	1,740	1,011
	一時保育事業	人	152	371	295	207
差異(①-②)		人	▲ 270	▲ 1,098	▲ 605	212

※人数は延人数です。

## ⑨延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	見込み量	人	350	350	340	340
計画値	確保提供量 ①	人	350	350	340	340
実績値	利用者 ②	人	328	352	308	407
差異(①-②)		人	22	▲ 2	32	▲ 67

### ⑩病児・病後児保育事業

病気中や病気回復期にある児童、突然の発熱等で集団保育が困難な児童を、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等をする事業です。

第2期計画の見込み量及び確保提供量の設定はありません。

### ⑪放課後児童クラブ

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

令和6年4月現在、各小学校区に1箇所(旭小学校区、南小学校区は2箇所)の放課後児童クラブを設置しています。

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	見込み量	人	285	293	301	309	315
	1年生	人	116	119	123	125	128
	2年生	人	80	82	84	87	88
	3年生	人	51	53	54	56	57
	4年生	人	31	32	33	34	35
	5年生	人	6	6	6	6	6
	6年生	人	1	1	1	1	1
計画値	確保提供量 ①	人	230	270	301	309	315
	1年生	人	91	109	123	125	128
	2年生	人	65	76	84	87	88
	3年生	人	42	49	54	56	57
	4年生	人	25	29	33	34	35
	5年生	人	6	6	6	6	6
	6年生	人	1	1	1	1	1
実績値	利用者 ②	人	226	247	286	297	326
	1年生	人	102	115	125	126	152
	2年生	人	86	76	99	97	105
	3年生	人	29	47	40	59	51
	4年生	人	7	7	15	10	16
	5年生	人	2	0	7	2	1
	6年生	人	0	2	0	3	1
差異(①-②)		人	4	23	15	12	▲ 11

## 5 ニーズ調査結果の概要

### (1) 調査の概要

調査は、事業計画で確保を図るべき教育・保育・子育て支援の利用意向等を把握・分析することを目的として実施しました。

#### ■調査時期

調査時期:令和5年11月~12月

#### ■調査方法及び調査対象者等

##### 就学前児童を持つ保護者

調査方法	郵送により調査票を配布、郵送・Web・回収箱により回収
調査件数	1,804件
調査内容	家族状況、就労状況、日常的な幼稚園・保育施設等の利用、育児休業の取得状況等

##### 就学児童の保護者(町内5小学校の各学年1学級を抽出)

調査方法	各小学校経由で配布し回収
調査件数	961件
調査内容	就労状況、放課後児童クラブ(学童保育)の利用等

#### ■調査票の配付・回収状況

種類	配布数	回収数	回収率
就学前児童	1,804件	704件	39.0%
小学生	961件	496件	51.6%

#### ■ニーズ調査結果の概要を見るにあたっての注意点

- 調査結果の%表記については、小数第2位を四捨五入した値であるため、単数回答でも合計が必ずしも100%になるとは限りません。
- 複数回答の質問は、回答数を100%として各選択肢の%を算出しているため、合計は100%を超えています。
- 図表中では、スペースの都合で選択肢名などを一部省略している場合があります。

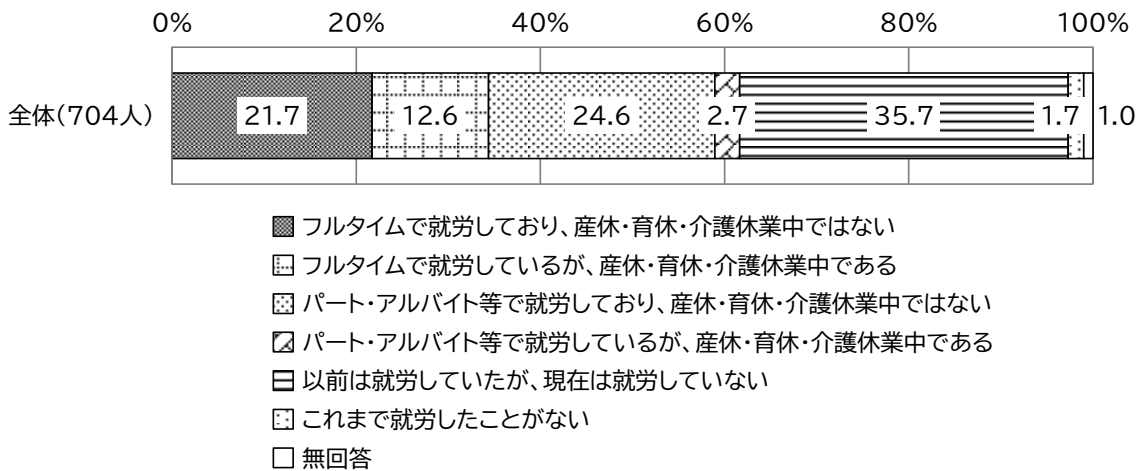
## (2)調査結果

### ①母親の就労状況・就労希望

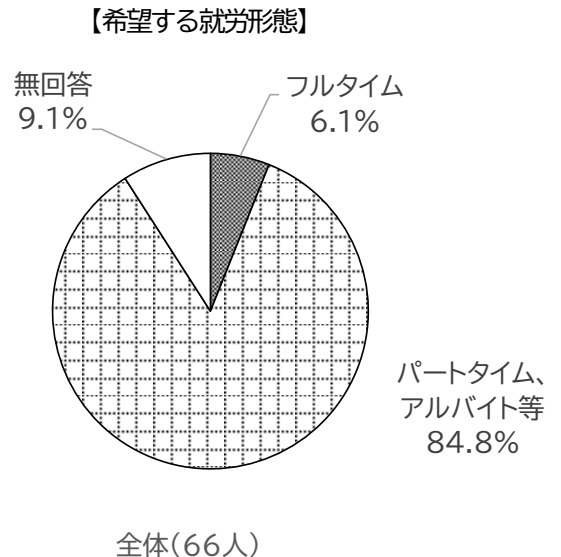
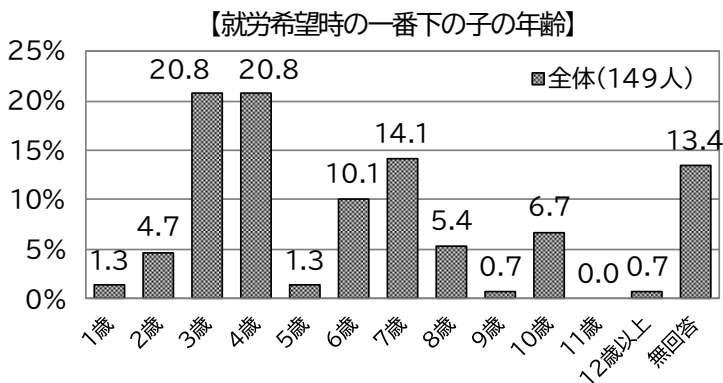
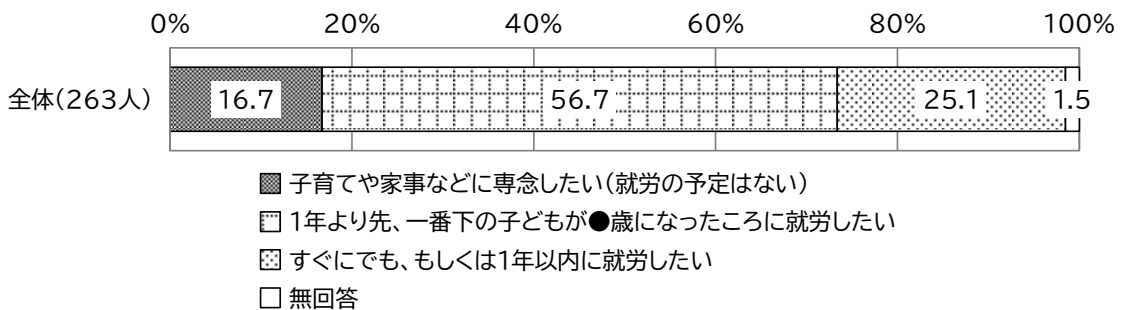
母親の就労状況は、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が35.7%と最も高く、次いで「パート・アルバイト等で就労しており、休業中ではない」が24.6%、「フルタイムで就労しており、休業中ではない」が21.7%となっています。

就労していない母親の就労希望は、81.8%が今後の就労を希望しており、そのうち、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」が25.1%で、希望する就労形態は「フルタイム」が6.1%、「パートタイム・アルバイト等」が84.8%となっています。

#### ■母親の就労状況



#### ■就労していない母親の就労希望

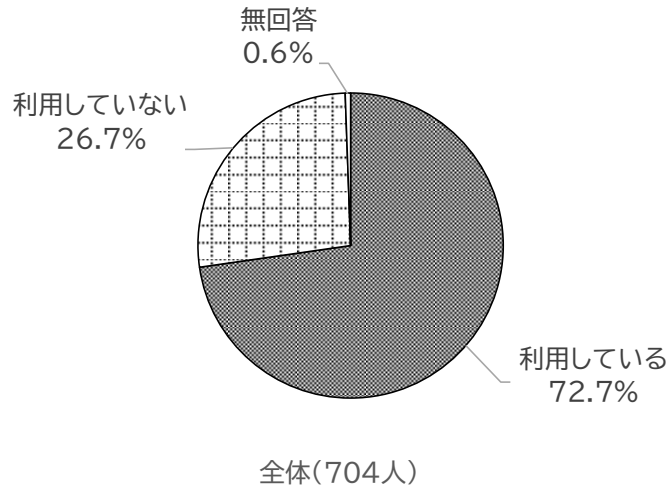


## ②平日の定期的な教育・保育事業の現状と今後の利用希望

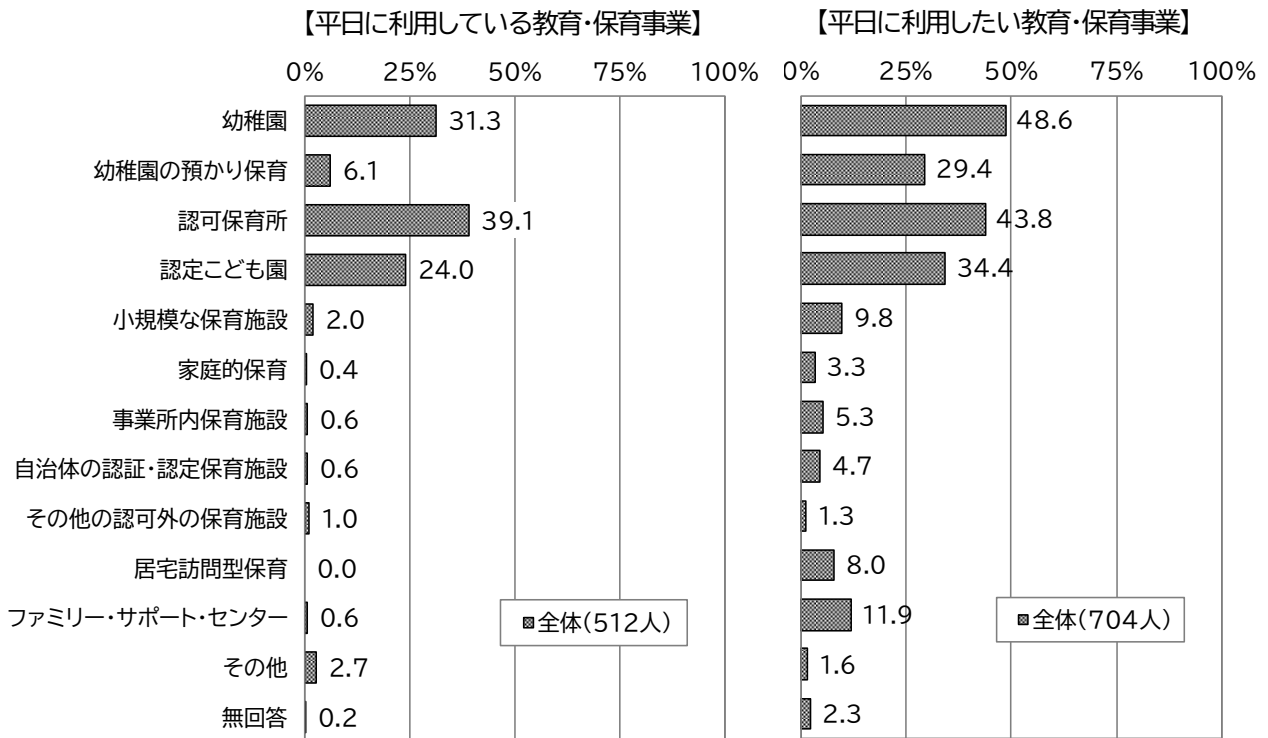
平日の定期的な教育・保育事業を「利用している」は72.7%で、そのうち、「認可保育所」が39.1%で最も高く、次いで「幼稚園」が31.3%、「認定こども園」が24.0%、「幼稚園の預かり保育」が6.1%となっています。

平日に利用したい教育・保育事業は「幼稚園」が48.6%と高く、次いで「認可保育所」が43.8%、「認定こども園」が34.4%、「幼稚園の預かり保育」が29.4%となっています。

### ■平日の定期的な教育・保育事業の利用状況



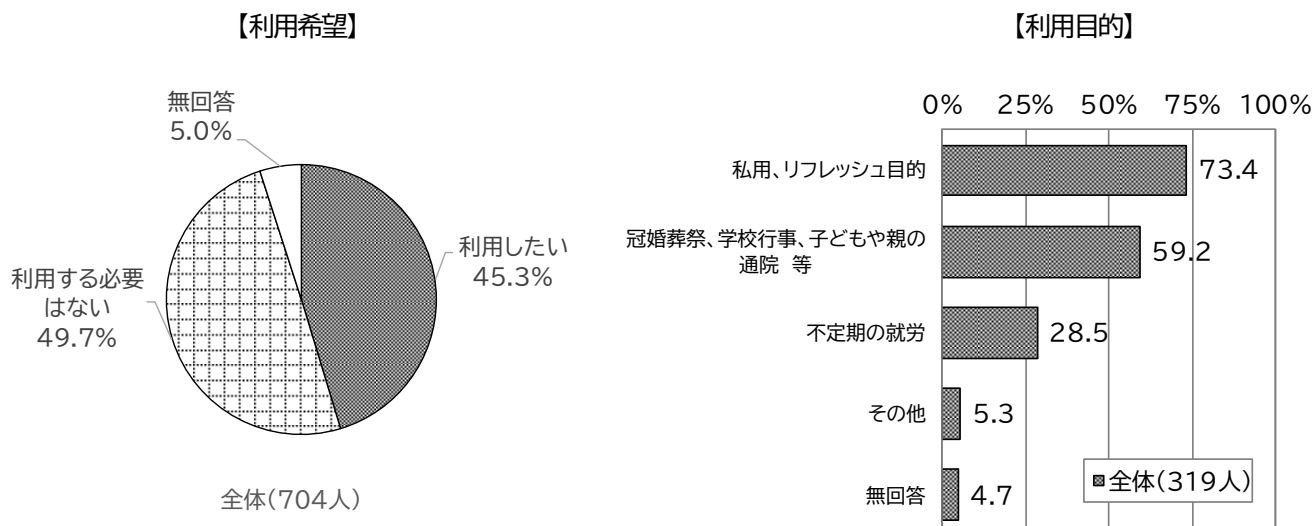
### ■利用中の定期的な教育・保育事業と希望する定期的な教育・保育事業



### ③一時保育事業の利用

私用、親の通院、不定期の就労等の目的で一時保育事業を利用する必要があるかについては「利用したい」が45.3%で、その目的は「私用、リフレッシュ目的」が73.4%で最も多く、次いで、「冠婚葬祭、学校行事、子どもや親の通院等」が59.2%となっています。

#### ■一時保育事業の利用希望

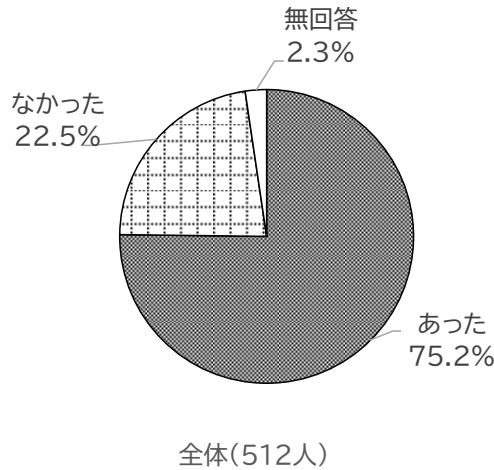


#### ④病児・病後児保育の利用

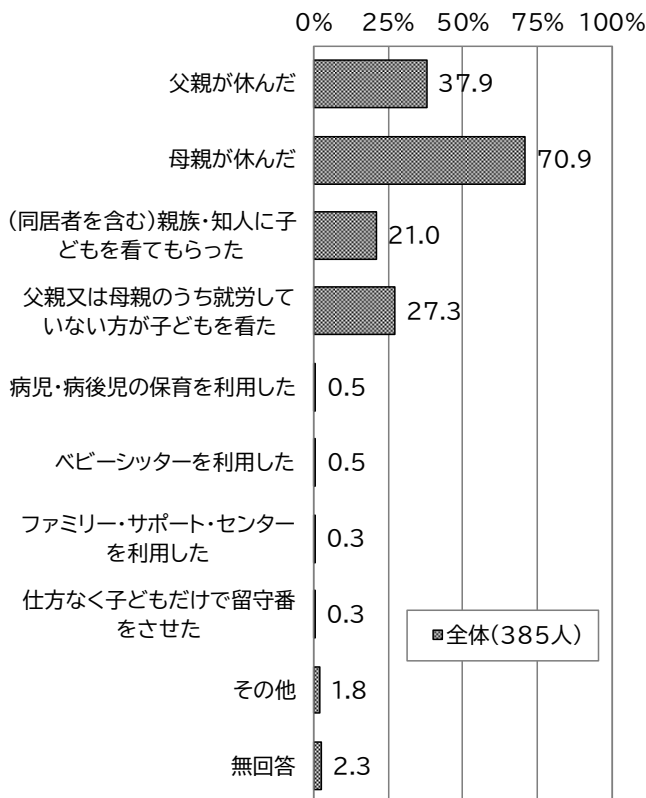
病気やケガで、通常の教育・保育事業が利用できなかった経験があったのは75.2%で、その対処法は「母親が休んだ」が70.9%と最も高く、次いで「父親が休んだ」が37.9%、「父親又は母親のうち就労していない方が子どもを見た」が27.3%となっています。

また、父親・母親が休んだ人で「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」が44.0%、「利用したいとは思わない」が54.3%と回答しています。

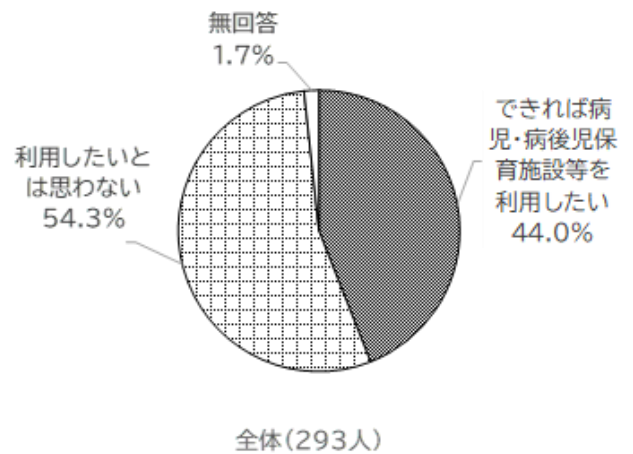
#### ■子どもが病気やケガで、通常の事業が利用できなかったこと



#### ■この1年間の対処方法



#### ■父親・母親が休んだ場合の病児・病後児保育施設等の利用意向

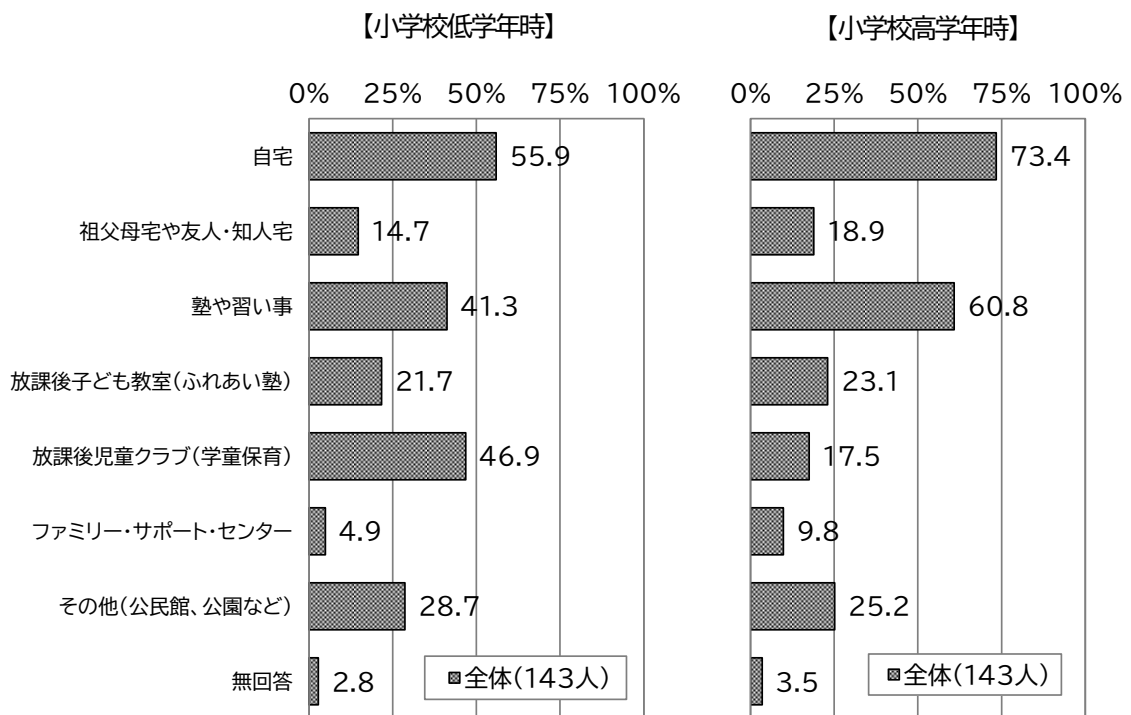


### ⑤放課後の過ごし方

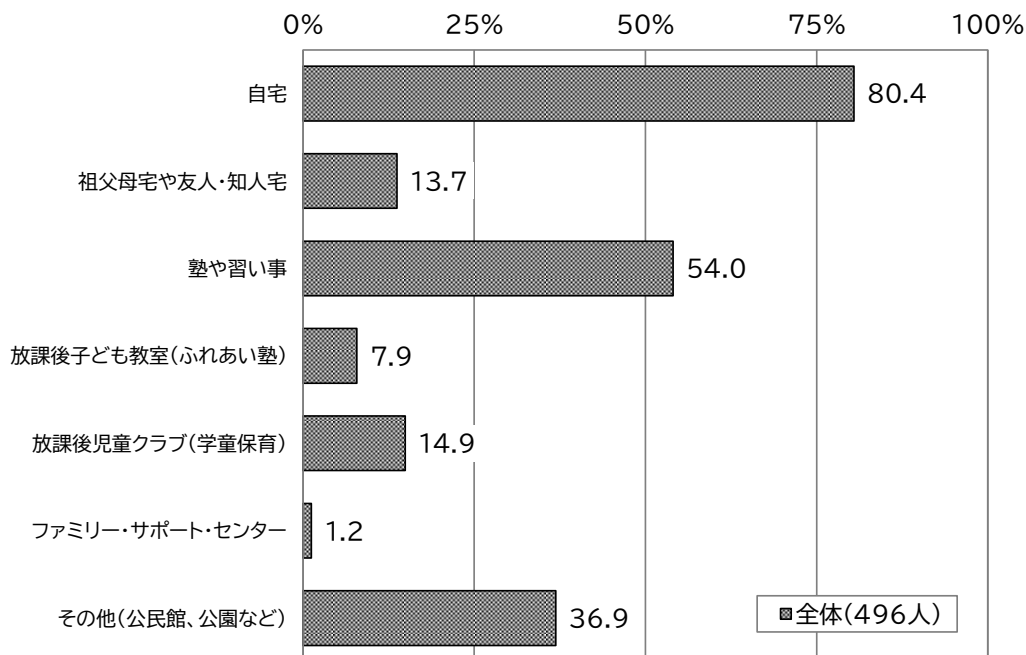
平日の放課後の過ごし方について、就学前児童が小学校低学年になった場合の希望は「自宅」が55.9%で最も高く、次いで「放課後児童クラブ(学童保育)」が46.9%、「塾や習い事」が41.3%となっています。高学年になった場合の希望は「自宅」が73.4%で最も高く、次いで「塾や習い事」が60.8%、「その他(公民館、公園など)」が25.2%となっています。

小学生の放課後の過ごし方は、「自宅」が80.4%で最も高く、次いで「塾や習い事」が54.0%、「その他(公民館、公園など)」が36.9%、「放課後児童クラブ(学童保育)」が14.9%、「祖父母宅や友人・知人宅」が13.7%となっています。

#### ■希望する放課後の過ごし方（就学前児童・5歳以上）



#### ■放課後の過ごし方（小学生）

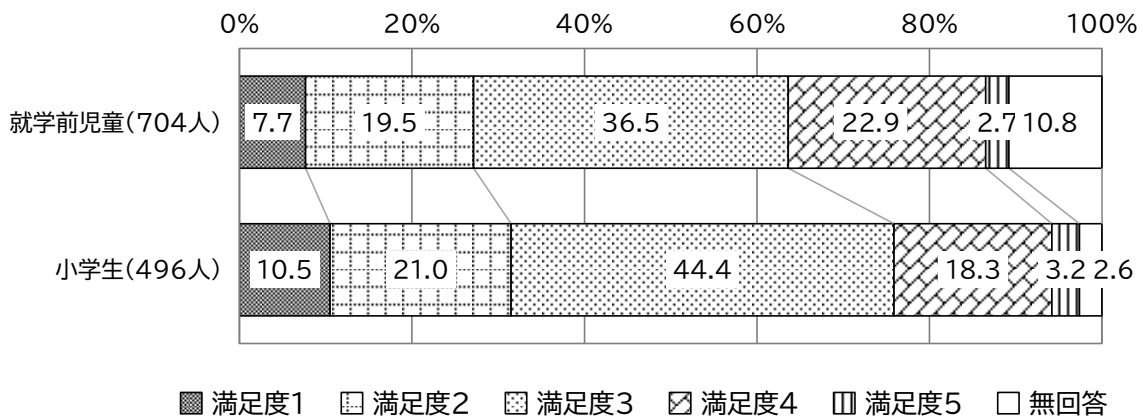


### ⑥寒川町の子育ての環境や支援への満足度

町の子育て環境や支援の満足度について、満足度が低い「満足度1」から満足度が高い「満足度5」までの5段階で評価してもらったところ、就学前児童の保護者は、「満足度5」と「満足度4」の合計が25.6%、「満足度1」と「満足度2」の合計が27.2%で満足度が低い後者が1.6ポイント上回っています。

また、小学生の保護者は、「満足度5」と「満足度4」の合計が21.5%、「満足度1」と「満足度2」の合計が31.5%で満足度が低い後者が10.0ポイント上回っています。

#### ■寒川町の子育ての環境や支援への満足度



## 第3章 第2期計画の評価

## 1 各事業の評価について

第2期計画に盛り込んだ事業について、令和2年度から令和5年度までの4年間の進捗状況の評価を行いました。

これら事業は、町子ども・子育て支援施策を展開するために、寒川町次世代育成支援対策行動計画から継承する形で計画に位置づけて推進しているものです。

評価は、事業を主体的に実施する担当課が、進行管理票を用いて、目標の達成度の状況について、3段階の評価ランク「A=目標達成・目標に向けて順調」「B=目標に向けて遅延」「C=未実施・廃止の方向」を付けるという方法で行い、寒川町子ども・子育て会議において報告し、了承されたものです。

## 2 事業の評価と課題

第2期計画の各基本目標における事業の進捗状況については、下表のとおり全体の68.4%にあたる65事業がA評価になりましたが、これはあくまでも指標に対する評価であり、事業を取り巻く環境によっては、少なからず課題もあります。次ページからの「基本目標別事業の評価と課題」において、基本目標の施策名ごとに、各事業の評価状況を示すとともに、主な課題などについて整理します。

### (1)全体の評価結果

基本目標	事業数	評価ランク			
		A	B	C	設定なし
基本目標1 子育て家庭の支援	35	24	7	0	4
基本目標2 母子の健康の確保と増進	13	11	1	1	0
基本目標3 教育環境の整備	9	5	3	0	1
基本目標4 子育てを支援する生活環境の整備	20	12	4	0	4
基本目標5 要支援家庭への取り組み	18	13	1	0	4
計	95	65	16	1	13

※全95事業中、再掲11事業

## (2)基本目標別事業の評価と課題

## 基本目標1 子育て家庭の支援

(事業番号1～35)

施策名	事業数	評価ランク			
		A	B	C	設定なし
① 地域での子育て家庭の支援	24	16	7	0	1
② 仕事と子育ての両立	2	2	0	0	0
③ 子育て家庭への経済的支援の充実	9	6	0	0	3
計	35	24	7	0	4

## ◆評価と課題◆

基本目標1の「子育て家庭の支援」については、「地域での子育て家庭の支援」「仕事と子育ての両立」「子育て家庭への経済的支援の充実」の3つの施策を進めるため35事業を実施し、その68.6%にあたる24事業がA評価となりました。

B評価となった「児童クラブ運営事業」では一部クラブにおいて待機児童が発生する確保提供量の未達成がみられ、「保育所運営事業(通常保育事業)」では入所児童が定員に達しない施設と待機児童が発生した施設があるなど入所児童の偏りがみられます。

## 基本目標2 母子の健康の確保と増進

(事業番号36～48)

施策名	事業数	評価ランク			
		A	B	C	設定なし
① 母と子の健康づくり	11	10	0	1	0
② 保健医療の充実	2	1	1	0	0
計	13	11	1	1	0

## ◆評価と課題◆

基本目標2の「母子の健康の確保と増進」については、「母と子の健康づくり」「保健医療の充実」の2つの施策を進めるため13事業を実施し、その84.6%にあたる11事業がA評価となりました。

「母子予防接種事業」では、新型コロナウイルス感染症拡大による接種控えなどにより平均予防接種率が未達成となったため、B評価となりました。

「特定不妊治療費補助事業」は、令和4年度から基本治療が保険適用となったため、C評価となりました。

## 基本目標3 教育環境の整備

(事業番号49～57)

施策名	事業数	評価ランク			
		A	B	C	設定なし
① 学校教育の充実	4	2	1	0	1
② 幼児教育の充実	2	0	2	0	0
③ 家庭や地域の教育力の向上	3	3	0	0	0
計	9	5	3	0	1

※9事業中、再掲2事業

## ◆評価と課題◆

基本目標3の「教育環境の整備」については、「学校教育の充実」「幼児教育の充実」「家庭や地域の教育力の向上」の3つの施策を進めるため9事業を実施し、その55.6%にあたる5事業がA評価となりました。

B評価となった「教職員の資質向上事業」、「子ども読書ふれあい事業」では新型コロナウイルス感染症の影響等により参加者数が、「子育て支援センター事業」では新型コロナウイルス感染症拡大による利用制限により延べ利用人数が、それぞれ未達成となりました。

「教育コンピュータ活用事業(小学校・中学校)」は、情報化対応機器の整備が令和4年度で完了したため、設定なしとなりました。

## 基本目標4 子育てを支援する生活環境の整備

(事業番号58～77)

施策名	事業数	評価ランク			
		A	B	C	設定なし
① バリアフリーのまちづくり	3	1	0	0	2
② 安全・安心まちづくり	11	8	1	0	2
③ 子どもの遊び場の確保	6	3	3	0	0
計	20	12	4	0	4

※20事業中、再掲3事業

## ◆評価と課題◆

基本目標4の「子育てを支援する生活環境の整備」については、「バリアフリーのまちづくり」「安全・安心まちづくり」「子どもの遊び場の確保」の3つの施策を進めるため20事業を実施し、その60.0%にあたる12事業がA評価となりました。

「児童遊び場の整備」では、児童遊び場のあり方について関係者等との調整が未着手であったためB評価となりました。

## 基本目標5 要支援家庭への取り組み

(事業番号78～95)

施策名	事業数	評価ランク			
		A	B	C	設定なし
① 児童虐待の防止	4	3	1	0	0
② ひとり親家庭への支援	5	4	0	0	1
③ 障がい児施策の充実	9	6	0	0	3
計	18	13	1	0	4

※18事業中、再掲6事業

## ◆評価と課題◆

基本目標5の「要支援家庭への取り組み」については、「児童虐待の防止」「ひとり親家庭への支援」「障がい児施策の充実」の3つの施策を進めるため18事業を実施し、その72.2%にあたる13事業がA評価となりました。

「特別支援教育推進事業(小学校・中学校)」については、指標に対する評価はA評価ですが、補助員の増員の検討が課題となっています。

「子育て支援センター事業」(再掲)は、前述の理由によりB評価となりました。

## 3 第2期計画の総括

第2期計画に盛り込んだ事業の評価については、全95事業中65事業がA評価という結果で、概ね順調に事業を実施することができました。A評価の数が第1期計画の77事業を下回りましたが、令和2年1月に国内で初の感染症患者が確認された新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う同年2月の全国一斉休校の要請、4月の緊急事態宣言(外出自粛等の協力要請、施設の使用制限・イベント開催の制限の要請)の発出、令和3年4月のまん延防止等重点措置(不要不急の外出・移動の自粛)の発出があり、令和5年4月の感染症法上の位置づけの5類への移行に伴う行動制限の廃止までは事業の実施が難しかったということがその一因として挙げられます。利用者が回復してくるなど、コロナ禍前に近づきつつありますが、本計画期間においても感染者数の推移に留意しながら、事業を実施していく必要があります。

また、第2章の「ニーズ調査結果の概要」にもあるとおり、就労していない母親の就労意向は8割を超えていますが、女性の年齢別労働力率で30歳代の労働力率が低いいため、働く母親を支援する取り組みを充実させる必要があります。

本計画期間においても、第2期計画から継続する事業や新たに加える事業などを精査し、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資する事業などを位置づけて、町全体での子ども・子育て支援のさらなる充実に取り組んでいく必要があります。

## 第4章 計画の基本的な考え方

## 1 計画の基本理念

### 基本理念

#### のびのび すくすく 家族と地域の子育て環境づくり

子ども・子育て支援法は、子育てについての第一義的な責任が親（保護者）にあることを前提としながら、社会環境の変化とそれに伴う子育ての考え方やスタイルの多様化等を踏まえ、社会の構成員が各々の役割を果たしながら相互に協力して、地域社会全体で子ども・子育て支援を行うことを理念としています。

町では、これまで「のびのび すくすく 家族と地域の子育て環境づくり」を基本理念として、町全体で子育て家庭を支え、子育てしやすいまちづくりを目指して、子ども・子育て支援の充実に取り組んできました。

この基本理念は、「寒川町次世代育成支援対策行動計画」の策定時からの、町が子ども・子育て支援に取り組むにあたっての一貫した姿勢です。そしてこの基本理念では子育て家庭の支援も踏まえて、家族と地域の人々と行政や関係機関及び関係団体がお互いに協力して、地域社会全体が一体となった子育て環境づくりを目指し、「寒川町で子どもを産み、育てたい」と思えるような、笑顔で支えあう町を実現したいという願いが込められています。

社会や経済の環境の変化によりもたらされた子育て家庭を取り巻く環境の変化により子育ての負担や不安、孤立感の高まりや少子化により、子どもの育ちをめぐる環境も変容しています。このような子どもの育ちや子育てをめぐる環境に鑑みれば、男女共に保護者がしっかりと子どもと向き合い、喜びを感じながら子育てができるよう、子どもの育ちと子育てを、社会全体で支援していくことが必要です。

こうした状況を踏まえ、本計画においてもこの基本理念を継承し、町全体での子ども・子育て支援のさらなる充実を引き続き取り組んでまいります。

## 2 地域行動計画の策定にあたっての基本的な視点

子育て支援サービス等により影響を受けるのは多くは子ども自身であることから、次世代育成支援対策の推進においては、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮することが必要であり、特に、子育ては男女が協力して行うべきものとの視点に立った取組が重要です。これらの取組については、子ども基本法第3条の基本理念のほか、子ども大綱における次の各項目の記述を踏まえることが重要です。

### (1) 第2 子ども施策に関する基本的な方針

### (2) 第3 子ども政策に関する重要事項

#### 1 ライフステージを通じた重要事項

- (2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり(遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着)
- (5) 障害児支援・医療的ケア児等への支援
- (6) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援(社会的養護を必要とする子ども・若者に対する支援)

#### 3 子育て当事者への支援に関する重要事項

### (3) 第4 子ども政策を推進するために必要な事項

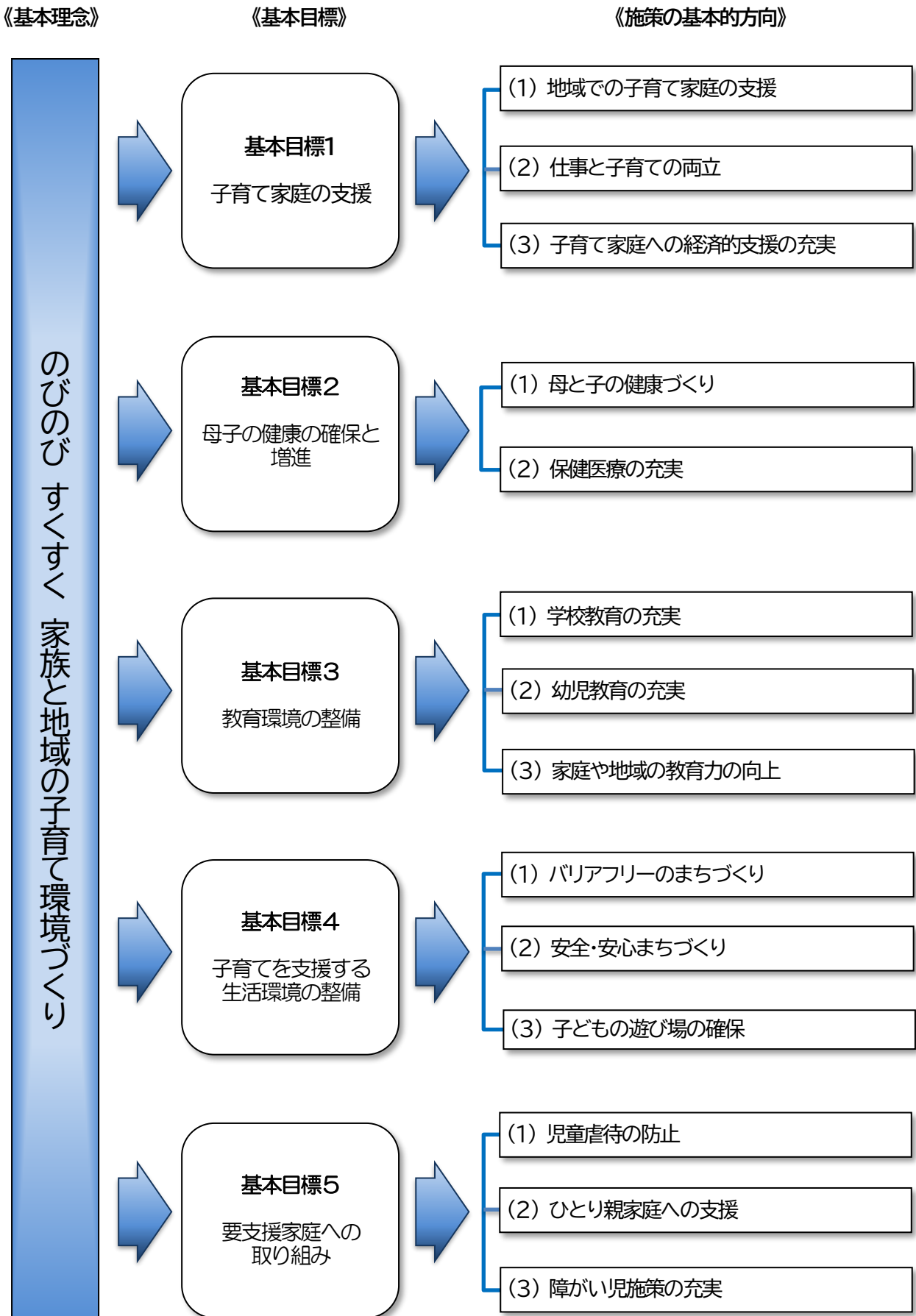
#### 1 子ども・若者の社会参画・意見反映

- (4) 多様な声を施策に反映させる工夫

#### 2 子ども施策の共通の基盤となる取組

- (1) 「子どもまんなか」の実現に向けたEBPM
- (2) 子ども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援

### 3 施策体系



## 第5章 施策の推進

## 基本目標1 子育て家庭の支援

### ■施策の基本的方向 (1)地域での子育て家庭の支援

核家族化や都市化の進行により、世代間で子育てに関する知識を伝えていくことが難しくなっていたり、地域の間人関係が希薄化し、子育て家庭が孤立する傾向がみられたりするなど、子育て家庭を取り巻く環境は厳しさを増しています。こうした状況を受けて、家庭での子育てを基本としながらも、社会全体で子育て家庭を支えていくことが引き続き求められています。

すべての子どもが健やかに育ち、親が安心して産み育てられる環境づくりのため、多様な子育て支援サービスの充実に努めるほか、地域からの孤立や子育てへの不安解消を図るため、子育て支援に関する様々な情報を効率的・効果的に提供する体制や相談機能の充実に努めます。

また、地域で子育てを支援する人材や団体が育つよう子育て支援のネットワークづくりを推進するとともに、子どもの健全育成のために、子どもにとって魅力ある事業やイベント、講座を企画し、実施します。

No.	事業名	事業内容	担当課等	備考		
1	児童クラブ運営事業	保護者が労働等により放課後昼間家庭にいない児童に、放課後の適切な遊びや生活の場を与え、児童の健全な育成を推進します。	学び推進課			
		指標			現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
		入所児童数			265人	375人
2	保育所運営事業 (通常保育事業)	保護者の就労等により、保育が必要な児童の保育を実施します。	保育幼稚園課	変更		
		指標			現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
		確保提供量(定員数)			769人	811人
		在園児童数が定員に達していない施設数			2箇所	0箇所
3	延長保育事業	保護者の就労形態の多様化に対応し、保育時間を超えて保育することで子育て支援を図ります。	保育幼稚園課			
		指標			現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
		実施箇所(園)数			4箇所	10箇所
		確保提供量(実人数)			407人	400人

4	一時預かり事業 (幼稚園型)	町内幼稚園で幼児教育時間の前後、長期休暇中に、預かり保育を実施します。	保育幼稚園課			
		指標			現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
		確保提供量(延べ人数)			17,385人	17,200人
5	一時保育事業 (幼稚園型を除く)	保育所の在園児童以外の子どもを一時的に預かる事業を行うことで、子育て支援の充実を図ります。	保育幼稚園課			
		指標			現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
		確保提供量(延べ人数)			207人	200人
6	子育て支援センター事業	子育て相談、子育て啓発活動、子育てサークルの育成・支援などの事業を行います。また、利用のきっかけづくりとして、定期的なイベントを開催していきます。	子育て支援課			
		指標			現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
		延べ利用人数			7,986人	10,424人
7	ファミリー・サポート・センター事業	仕事と育児の両立等のため、相互援助を会員組織により実施します。また、経済的負担の軽減策として、利用料金に対して1時間あたり200円(ひとり親家庭等、生活保護世帯は300円)の町負担を設けています。	子育て支援課			
		指標			現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
		延べ利用件数			2,437件	2,235件
8	民生委員児童委員活動事業	子育てひろばを開催し、地域の子育て世帯の交流を促進します。また、地域の相談役として、町民からの相談に応じ、必要な情報提供や支援を行います。	福祉課			
		指標			現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
		子育てひろばの開催回数			29回	30回
9	日中一時支援事業	日中、福祉施設において、障がい児を一時的に預かることで、家族の一時的な休息の提供や就労機会を支援します。	福祉課	変更		
		指標			現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
		支給決定人数			10人	10人

10	養育支援訪問事業	乳児家庭全戸訪問や関係機関からの情報収集により把握した、養育支援の必要性があると判断した家庭に対し、訪問支援を実施します。		子育て支援課		
		指標	現状値 (令和5年度)			目標値 (令和11年度)
		訪問家庭数(実数)	17人			26人
		延べ訪問回数	22回			33回
11	地域子育て環境づくり支援事業	子育て支援に関する事業を実施する団体で、地域の実情に応じた創意工夫ある取り組み等に対する事業費の補助を行います。		子育て支援課		
		指標	現状値 (令和5年度)			目標値 (令和11年度)
		補助団体数	2団体			2団体
12	親子関係形成支援事業	子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者に対し、グループワークを通じて、同じ悩みや不安を持つ保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し情報交換ができる場を設け、健全な親子関係の形成に向けた支援を実施します。		子育て支援課	新規	
		指標	現状値 (令和5年度)			目標値 (令和11年度)
		実施回数	2回			2回
		受講者数(定員)	19人			24人
13	子育て支援相談事業	子育て全般についての相談指導と育児情報の提供を行います。		子育て支援課		
		指標	現状値 (令和5年度)			目標値 (令和11年度)
		相談主訴への対応率	100%			100%
14	育児相談事業	乳幼児の成長発達を確認し、保護者の育児不安の解消を図ります。		子育て支援課		
		指標	現状値 (令和5年度)			目標値 (令和11年度)
		相談主訴への対応率	100%			100%
15	子育て世帯訪問支援事業	育児不安の強い家庭や養育に支援が必要な家庭、ヤングケアラーがいる家庭などを訪問し、養育者の不安や悩みを傾聴したり、家事や育児等の支援を実施します。		子育て支援課	新規	
		指標	現状値 (令和5年度)			目標値 (令和11年度)
		訪問家庭数(実数)	8世帯			8世帯
		延べ訪問回数	102回			100回

16	利用者支援事業 (基本型)	身近な場所で、子育て家庭等から日常的に相談を受け、子育て支援に関する情報の収集・提供、子育て支援事業や保育所等の利用に当たっての助言・支援を行います。	子育て支援課		
		指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)	
		相談主訴への対応率	100%	100%	
17	利用者支援事業 (特定型)	保育幼稚園課窓口に保育コンシェルジュを設置し、保育サービス及び幼稚園等の情報収集、情報発信、利用に関する相談業務等を行います。	保育幼稚園課		
		指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)	
		設置箇所数	1箇所	1箇所	
18	利用者支援事業 (地域子育て相談機関)	全ての子育て世帯や子どもが身近に相談することができる相談機関を中学校区に1箇所を目安に整備します。	子育て支援課		新規
		指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)	
		設置箇所数	—	3箇所	
19	寒川総合体育館運営管理事業	多くの町民に体育館施設を利用してもらい、健康の増進と体力の向上を図ります。	スポーツ課		
		指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)	
		体育館利用者数	182,479人	282,000人	
20	青少年育成事業	小学生体験学習などの事業の実施や青少年育成団体の活動支援などにより、青少年の健全育成を推進します。	学び推進課		
		指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)	
		事業参加人数	172人	272人	
		事業数	6事業	6事業	
21	子ども情報紙発行	子ども情報紙「すきっぴ」を幼稚園・保育所・小学生に配布します。	学び推進課		
		指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)	
		年間発行回数	4回	4回	
22	町営プール運営管理事業	多くの町民にプール施設を利用してもらい、健康の増進と体力の向上を図ります。	スポーツ課		
		指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)	
		町営プール利用者数	34,343人	30,000人	

23	学校開放事業	町内の各小中学校の体育館や校庭を広く町民に開放し、スポーツ・レクリエーション活動の場を提供します。			教育施設給食課	
		指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)		
		利用率(学校開放利用数/利用可能数)	73%	75%		
24	公民館講座開催事業	青少年の健全育成を図るため、公民館を地域の学びの拠点として、青少年が地域で様々なことを学び、体験できる機会を提供します。			教育政策課	
		指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)		
		講座開催回数	161回	150回		
		参加者数	5,321人	5,000人		

## ■施策の基本的方向 (2)仕事と子育ての両立

仕事と子育ての両立支援を一層進めるため、男女ともに子育てをしながら働き続けることができる雇用環境を整備することが求められています。

仕事をしながら子育てができる環境づくりのためには、「子育てしやすい職場づくり」への理解を深めることが必要であり、多様な働き方が可能な社会づくりや仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現に向けた、事業所の自主的な取り組みが重要です。男女にかかわらず、育児休業や看護休暇をとりやすい職場づくりを進めるよう働きかけるとともに、フレックスタイム制度、在宅勤務など多様な働き方の普及促進に努めます。

また、家庭等における男女の固定的な役割分担意識を見直し、父親の育児参加を促すような啓発等を推進するとともに、出産、子育ての後に就職、再就職を希望する方への適切な情報提供に努めます。

No.	事業名	事業内容			担当課等	備考
25	男女共同参画推進事業	男女が共に人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現に向け、各種講座の開催などを通じ意識啓発を図ります。			町民窓口課	
		指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)		
		研修会・講座の参加人数	278人	100人		
26	ハローワーク求人情報の提供	ハローワークで情報提供している「ハローワーク求人情報」を得るためのパソコンを庁舎に設置することにより、就業を希望する町民に対し、就業機会の確保を図ります。			産業振興課	
		指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)		
		利用可能日数÷役場開庁日数×100	100%	100%		

■施策の基本的方向 (3)子育て家庭への経済的支援の充実

親が持ちたいと思っている子どもの数よりも、実際の子どもの数が少ないという状況が長く続いています。その原因としては、子育てや教育に費用がかかりすぎるなどの経済的負担の大きさが挙げられています。

経済的支援の充実は、子どもをもちたいという親の願いをかなえるためだけでなく、経済的理由によって子どもの健やかな成長や教育の機会均等などが阻害されることなく、子どもが夢や希望を持てるようにするためにも、重要な施策です。

また、生活困窮が特に懸念される家庭については、経済的支援だけではなく、自立の促進を図るような支援が必要です。様々な助成制度の充実に努めるとともに、関係機関と連携した相談支援事業により生活の自立を支援します。

No.	事業名	事業内容	担当課等	備考		
27	就学援助等事業 (小学校・中学校)	経済的理由により就学困難と認められる町立小・中学校の児童生徒の保護者に対し、学用品費や校外活動費など義務教育課程でかかる費用の一部を援助することにより、経済的理由による未就学を解消し、義務教育の円滑な実施を図ります。 町立小・中学校の特別支援学級に就学する児童生徒の保護者に対し、学用品費や校外活動費など義務教育課程でかかる費用の一部を援助することにより、保護者の経済的負担を軽減し、特別支援学級における教育の普及奨励を図ります。	教育政策課			
		指標			現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
		就学援助等支給率			100%	100%
28	児童手当	次代の社会を担う子どもの育ちを支援するため、高校生年代までの子どもがいる家庭に手当を支給します。	子育て支援課	変更		
		指標			現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
		周知率			100%	100%
29	小児医療費助成事業	高校生年代までの子どもが通院・入院したときに支払う医療費の保険診療分の自己負担額を町が負担します。(所得制限なし) (令和5年度助成対象者数=7,102人)	子育て支援課	変更		
		指標			現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
		周知率			100%	100%

30	小児慢性特定疾病医療費助成	18歳未満で指定された特定疾患のある児童が通院・入院したときの医療費を助成し、保健及び福祉の向上に寄与します。			福祉課 神奈川県		
		指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)			
		神奈川県所管事業のため、進行管理はしません。					
31	出産育児一時金の支給	国民健康保険の被保険者が出産した場合(他の医療保険制度より、同様の給付を受けられる場合を除く)一時金を支給します。なお、医療機関への直接払い制度も実施しています。被保険者は出産費用の総額から出産育児一時金を差し引いた差額のみ医療機関へ支払うことになり、町への一時金申請手続きが不要となります。			保険年金課		
		指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)			
		出産育児一時金の件数	23件	35件			
32	幼児教育・保育の無償化事業	幼児教育・保育の負担軽減を図るため、3歳児から5歳児の保育料等を原則無償とします。また保育の要件を有し、一定の要件を満たしている保護者の児童が一時預かり事業等の利用をする場合、その費用も原則無償とします。			保育幼稚園課		
		指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)			
		対象保護者であると思われる者に対する周知率	100%	100%			
33	生活保護制度	生活に困窮している人に最低限度の生活を保障し、自立支援を図ります。			福祉課 神奈川県		
		指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)			
		神奈川県所管事業のため、進行管理はしません。					
34	生活困窮者自立相談支援事業	生活保護に至る前の支援で、支援計画の作成や就労促進等の支援、一定の期間家賃相当額の支給等を行います。			神奈川県 神奈川県社会福祉協議会		
		指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)			
		神奈川県所管事業のため、進行管理はしません。					

## 基本目標2 母子の健康の確保と増進

### ■施策の基本的方向 (1)母と子の健康づくり

すべての子どもと親にとって心身ともに健やかに成長し、豊かな人生を送ることは、とても大切なことです。特に女性にとって、短期間に大きな心身の変化がおこる妊娠・出産の時期は、安全で快適に過ごすことが、産後のメンタルヘルスやその後の育児にも影響します。

さらに、子どもの心の発達には、一番身近な養育者である母親の心の状態が深く関係していることから、母親同士が気軽に育児の悩みや不安を共有・共感して、孤立せずに育児することが大切であるとともに、子どもの成長に合わせて、子どもや親からの相談に応じることが必要です。

また、食生活・運動・睡眠などの生活習慣と密接な関連がある生活習慣病が、近年大きな健康問題となっていることから、乳幼児期からきちんとした生活習慣を身につけることが大切だということを、保護者が正しく理解し、親子で実践することも必要です。

各種の健康診査・相談・訪問指導や父親母親教室等の母子保健事業を通じて、母子の疾病予防と健康増進を図るとともに、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援の充実に努めます。

また、子どもの成長段階や理解度に応じて、様々な学習の機会を適切に捉えて「食」に関する知識と「食」を選択する力を育成するための指導・啓発に努めるとともに、望ましい「食」のイメージにつながるような教室・給食を実施します。

No.	事業名	事業内容	担当課等	備考		
35	利用者支援事業 (こども家庭センター型)	妊娠届を出した妊婦に、母子健康手帳とマタニティストラップを交付し、妊婦健診の受け方や父親母親教室等、町の事業を紹介します。また、妊婦及び申請者に面接し、予想外の妊娠や若年・高齢出産、多胎妊娠、妊娠中や産後の支援の有無等の情報を聴取することで、継続支援が必要な妊婦を把握します。	子育て支援課	変更		
		指標			現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
		妊婦及び申請者への面接率			100%	100%

36	母子健康教育事業	初妊婦とそのパートナーを対象に、出産や育児についての知識と技術を伝えるとともに、他の妊婦等と知り合うことや相談先を知るきっかけづくりとして父親・母親教室等を実施します。	子育て支援課			
		指標			現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
		教室満足度			96.1%	100%
37	母子健康相談事業	乳幼児の成長発達を確認し、保護者の育児不安の解消を図ります。	子育て支援課			
		指標			現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
		相談主訴への対応率			100%	100%
38	母子健康診査事業	妊娠経過や乳幼児の成長発達の健診を行い、安心して出産や育児ができるよう支援します。また、異常等があれば早期に医療機関等へつなげます。	子育て支援課			
		指標			現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
		乳幼児健康診査受診率 (4つの健康診査受診率の平均)			97.7%	100%
39	母子訪問指導事業	対象者の家庭を訪問することで、より実生活に密着した保健指導を適切な時期に実施し、妊婦及び養育者の不安の軽減を図り、乳幼児の成長発達を促します。	子育て支援課			
		指標			現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
		訪問指導が必要な家庭への訪問実施率			100%	100%
40	乳児家庭全戸訪問事業	すべての乳児のいる家庭を訪問し、子育ての孤立化を防ぐために様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行います。	子育て支援課			
		指標			現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
		生後4か月までの乳児がいる家庭への訪問率			100%	100%

41	食育教室	離乳食の試食を通して離乳食の進め方を学ぶ教室を年24回実施し、食材の内容や味付けを体験してもらうことで、乳幼児期の食事が生涯の健康づくりの基盤となることを伝えます。	子育て支援課		
		指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)	
		教室満足度	97.1%	100%	
42	食生活改善推進事業	さむかわ元気プランに基づき、ボランティア団体や関係団体(機関)等と連携し、幅広い世代に向けて、食育の推進と興味・関心の向上を目的とした事業を実施します。	健康づくり課		新規
		指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)	
		事業関係団体(機関)数	16団体	16団体	
43	学校教育における食育の推進	令和5年9月から学校給食センターの運用が始まり、町立小中学校の児童・生徒に、安全安心な給食を提供しています。また、地場産の食材利用や栄養管理を行うとともに、各校の食に関する指導の全体計画に基づいて、様々な教育活動において、栄養教諭を中核としたネットワークによる食育の推進を図ります。	学校教育課 教育施設給食課		新規
		指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)	
		栄養教諭を中核としたネットワークによる食に関する指導の実施回数	—	120件	
44	思春期の保健対策の強化	電話相談等を中心に対応を図ります。学校における性教育の充実を図るため、必要に応じて指導・助言を行います。	学校教育課 子育て支援課		
		指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)	
		相談対応率	100%	100%	
45	不育症治療費補助事業	医療保険が適用されない不育症治療に要する費用の一部を助成します。	子育て支援課		
		指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)	
		周知率	100%	100%	
		助成対象者数	1人	2人	

■施策の基本的方向 (2)保健医療の充実

妊婦や乳幼児の健康診査、新生児訪問指導や保健指導等の母子保健事業とともに、母子の感染症予防や、その蔓延及び重症化を防ぐための母子予防接種事業を住民に身近な市町村で一貫して受けられるようにすることも、母子の健康にとって重要なことです。

また、小児科専門医の減少が懸念されるなか、特に休日や夜間の医療体制の充実も求められていることから、医師会をはじめとする関係機関の協力を得ながら、休日夜間の初期救急医療体制の充実に努めるとともに、母子予防接種についても実施します。

No.	事業名	事業内容	担当課等	備考		
46	初期救急医療確保対策事業	平日夜間・休日の急患に対し、小児科等適切な医療が受けられるようにするため、茅ヶ崎市と協定し茅ヶ崎市地域医療センターにおいて診療を提供します。	健康づくり課			
		指標			現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
		茅ヶ崎市地域医療センター利用周知の実施回数			13回	13回
47	母子予防接種事業	母子の感染症を予防するとともに、そのまん延や重症化を防ぐため、A類定期予防接種を実施するとともに、対象者が適切に接種できるよう、接種時期、接種回数、実施場所等を周知します。	子育て支援課			
		指標			現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
		主要予防接種(定期A類予防接種のうち接種回数が1回の予防接種MR I期 II期 BCG 2種混合)の平均予防接種率			88.5%	94.0%

## 基本目標3 教育環境の整備

### ■施策の基本的方向 (1)学校教育の充実

子どもたちが自ら学び、考え、主体的に行動するための「生きる力」を高めるためには、学力の向上を図ることはもちろんのこと、子どもたちがその感性を十分に発揮でき、子ども一人ひとりの個性を伸ばす教育や、そのための魅力溢れる教育環境の整備・充実が必要です。

また、そのためには、子どもたちの関心を集められる授業や校内行事等についての研究や相談体制の確立、現場で指導にあたる教職員の資質の向上、地域と学校・幼稚園・保育所・その他地域での子育て関連施設との連携・協力による多様な体験活動を推進すること等が重要です。

保護者や地域の方からも信頼される魅力ある学校づくりを通して、変化の激しい社会において、自立的に生きるために必要とされる「生きる力」を育む教育の充実を図るとともに、家庭、学校、地域が連携を密にしながら、関係機関の協力による子どもたち一人ひとりへの細やかな対応などを通して、子どもたちの悩みを受け止める体制づくりを進めます。

No.	事業名	事業内容	担当課等	備考		
48	「生きる力」の育成事業 (小学校・中学校)	校内研究への補助や、地域協力者への謝礼を通して、児童又は生徒の「生きる力」の育成を推進します。	学校教育課			
		指標			現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
		校内研究の成果を実践報告により目的の達成度をABCの3段階で評価する。A=2、B=1、C=0と数値化し、次のように設定する。小学校:2×5=10、中学校:2×3=6			小学校 10	小学校 10
		中学校 6	中学校 6			

49	教育相談事業	不登校や様々な問題を抱えている家庭に対して、相談指導教室専任教員、心理士、訪問相談指導員、学生相談員等による相談活動を行い、児童・生徒及び保護者の心の安定を図り、よりよい学校生活を送らせるために支援を行います。			学校教育課		
		指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)			
		児童・生徒、保護者からの寒川町相談指導教室、教育研究室への相談対応率	100%	100%			
50	教職員の資質向上事業	児童・生徒の「生きる力」を育成するため、町研修会及び教育研究員研究会を充実させ、指導する教職員の資質向上を図ります。			学校教育課		
		指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)			
		教職員研修会、教育講演会、教育研究員研究会の参加人数	313人	550人			

## ■施策の基本的方向 (2)幼児教育の充実

幼児期は、人間形成の上で大切な時期であり、家庭や地域などが一体となって、幼児が健やかに発育できるような幼児教育が求められています。

また、幼児期における集団遊びや自然と触れ合う機会の減少が指摘され、保護者からの幼児教育に対するニーズも多様化しています。

今後も家庭との連携の強化、小中学校と連携した教育体制や地域が一体となった幼児教育の充実等を図るため、保護者だけに限らず、子どもたちを対象としたイベント・講座などの情報を提供します。

No.	事業名	事業内容			担当課等	備考
51	子ども読書ふれあい事業	未就学児と保護者等を対象の「おはなし会」や、乳幼児と保護者を対象の「おひざにだっこのおはなし会」を開催し、幼児期から本に親しむことができる機会を提供します。			教育政策課	
		指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)		
		実施回数	75回	60回		
		事業参加人数	1,101人	1,200人		
52	子育て支援センター事業 (6再掲)	子育て相談、子育て啓発活動、子育てサークルの育成、支援などの事業を行います。また、利用のきっかけづくりとして、定期的なイベントを開催していきます。			子育て支援課	
		指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)		
		延べ利用人数	7,986人	10,424人		

## ■施策の基本的方向 (3)家庭や地域の教育力の向上

近年の少子化・都市化の進行による核家族化や地域におけるつながりの希薄化等により、家庭の教育力の低下が指摘されています。家庭は、基本的な生活習慣や生活能力、豊かな情操、他人に対する思いやり、善悪の判断などの基本的倫理観、社会的なマナー、自制心や自立心など「生きる」を育成するすべての教育の出発点となります。

家庭の教育力を高めるため、子どもの発達段階に応じた学習機会や情報の提供、地域社会が関わりを持ちながら子どもを育てる取り組みを進めることが重要です。

地域の人材の発掘と活用に努めながら、公民館でのスポーツや文化、環境など様々な活動を通して、子どもに多様な体験の機会を提供し、世代間交流の促進に努めます。

No.	事業名	事業内容	担当課等	備考		
53	公民館講座開催事業 (24再掲)	青少年の健全育成を図るため、公民館を地域の学びの拠点として、青少年が地域で様々なことを学び、体験できる機会を提供します。	教育政策課			
		指標			現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
		講座開催回数			161回	150回
		参加者数			5,321人	5,000人
54	青少年指導員活動事業	青少年指導員を置き、学校及び子ども会その他関係機関との連携により青少年の健全育成を行います。	学び推進課			
		指標			現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
		会議や研修に参加した人数			20人	20人
55	さむかわゆうゆう学園事業	地域で子どもを育てていくことが大切なものとなってきたことから、公民館等で行っている子ども向け事業を「ゆうゆう学園」として体系化、週末を利用した子ども達の体験活動を推進します。	学び推進課			
		指標			現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
		ゆうゆう学園対象事業に通算10回の参加者に対する修了証の交付者数			49人	60人

## 基本目標4 子育てを支援する生活環境の整備

### ■施策の基本的方向 (1)バリアフリーのまちづくり

妊産婦、子ども連れの外出を考えたとき、階段、段差の存在は外出を思いとどまらせるだけでなく、妊娠や子育ての負担感の一因ともなることから、バリアフリーやユニバーサルデザインの視点に立ち、既存の公共施設のバリアフリー化、ベビーベッドなどの設置、エレベーターの設置、トイレの改修などを、施設の改築などに合わせて進めます。

また、公共交通機関についても、低床バスの導入や駅・バス停のバリアフリー化などを事業者に対して要請するとともに、必要な支援を行っていくことが求められています。

No.	事業名	事業内容			担当課等	備考
56	公共施設バリアフリー化の情報提供	公共施設のバリアフリー化を推進するための情報提供を行います。			福祉課	
		指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)		
		国・県からの法改正等の情報提供のため、進行管理はしません。				
57	道路歩道等整備事業	歩行者・自転車・自動車が安全安心で快適に通行できる道路環境を整備し、維持管理を行います。			道路課	変更
		指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)		
		道路改良箇所(箇所)	1箇所	1箇所		

■施策の基本的方向 (2)安全・安心まちづくり

子育て世代の安心した暮らしのためには、良好な居住環境と交通の利便性が重要な要素であることから、まち全体として良好な生活環境の整備に取り組むとともに、情報提供に努めます。

交通安全対策については、町民の誰もが、交通事故の被害者にも加害者にもならないよう、年齢層に応じた交通安全教育を実施するなど、総合的な交通安全対策を進めます。

防犯対策については、「自分のまちは自分で守る」という意識の高揚を図るとともに、防犯灯などの防犯設備のより一層の充実を図ることで、子どもを犯罪などの被害から守り、安全で住み良い地域環境を確保していく必要があります。

地域における事件や事故、不審者に関する情報、緊急時の対処法など情報の伝達が非常に重要であることから、地域防犯ネットワークや防犯協会、自治会、地域住民、行政、その他関係機関や関係団体などと相互に連携して、地域ぐるみの防犯体制を構築し、子どもを犯罪などの被害から守るための活動を推進します。

また、不幸にして犯罪被害にあった子どもについては、心のケアに努めます。

No.	事業名	事業内容			担当課等	備考
58	住環境整備推進事業	良質な賃貸住宅を探している人に公的住宅募集情報を提供するとともに、良好な居住環境の形成に向けた情報提供を行います。 また、同時に高齢者、障がい者、外国人、子育て世帯の入居を受け入れる民間賃貸住宅(安心賃貸住宅)の情報提供を行います。			都市計画課	
		指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)		
		公的賃貸住宅入居募集情報(あんしん賃貸住宅を含む)の提供	1回	1回		
59	公共交通充実促進事業	子どもや子ども連れの親が安心して路線バス等を利用できる環境を維持できるよう、イベント時に運行車両の展示を行うなど、路線バス等の認知度向上を図ります。			都市計画課	
		指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)		
		運行車両展示回数	1回	1回		
		施設等でのチラシ配架箇所数	12箇所	9箇所		

60	安全・安心パトロール活動の推進	寒川町PTA連絡協議会が実施する「こども110番パトロール」を支援し、青少年指導員によるパトロールを実施します。 防犯アドバイザーと防犯相談員による定期的なパトロールを実施します。			学び推進課 町民安全課
		指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)	
		青少年指導員によるパトロール実施回数	4回	5回	
		防犯アドバイザー等によるパトロール実施日数	344日	340日	
61	交通安全活動事業	交通安全指導や安全教育を交通指導員を中心に推進します。 交通事故から子どもを守るため、新入学児童に黄色い帽子を配布し、町内各小学校において交通安全教室を開催します。(1年生:道路の通行方法、3年生:自転車の通行方法)			町民安全課
		指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)	
		交通事故件数(各年とも1~12月末までの数値)	157件	123件	
62	防犯対策推進事業 (小学校)	新1年生に対する防犯ブザーの貸与、教育委員会による子どもの安心・安全を見守る推進委員の活動推進を通して、登下校時の子どもたちの安全確保を図ります。			町民安全課
		指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)	
		新1年生への防犯ブザー貸与率	100%	100%	
63	防犯灯整備事業	町内に設置している防犯灯の適正な管理と地域からの要請に基づく計画的な設置を行います。			町民安全課
		指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)	
		防犯灯設置件数	10件	20件	
64	薬物乱用防止啓発事業	青少年の薬物乱用防止を目的として、関係団体が実施する小中高生を対象とした啓発活動を支援します。			学び推進課
		指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)	
		青少年指導員連絡協議会主体の事業のため、進行管理はしません。			

65	教育相談事業 (49 再掲)	不登校や様々な問題を抱えている家庭に対して、相談指導教室専任教員、心理士、訪問相談指導員、学生相談員等による相談活動を行い、児童・生徒及び保護者の心の安定を図り、よりよい学校生活を送らせるために支援を行います。	学校教育課			
		指標			現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
		児童・生徒、保護者からの寒川町相談指導教室、教育研究室への相談対応率			100%	100%
66	子育て支援相談事業 (13 再掲)	子育て全般についての相談指導と育児情報の提供を行います。	子育て支援課			
		指標			現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
		相談主訴への対応率			100%	100%
67	犯罪被害者等見舞金支給事業	自らの責めに帰すべき事由がないにもかかわらず、人の生命又は身体を害する犯罪行為により、不慮の死を遂げた町民の遺族又は傷害を受けた町民を支援するために見舞金を支給します。また、心のケア等が必要な方に相談窓口等の紹介を行います。	町民窓口課			
		指標			現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
		制度の周知回数			2回	2回

### ■施策の基本的方向 (3)子どもの遊び場の確保

子どもが将来にわたっていきいきと暮らしていくために、友だちとの交流や遊びなどを通して判断力や行動力を養いながら、豊かな人間性や生きる力を身につけることは大事な要素です。

地域において子どもたちの心身の健全育成を図るため、学校教育以外の活動の場や参加の機会が提供できるよう、また、そうした場や機会を通して親同士の交流や仲間づくりができるよう社会全体で取り組んでいくことが必要です。

子どもの「居場所づくり」を含めた子どもの遊び場についての検討を進め、子どもたちが学習や遊びなどの活動をしやすい環境を整えるとともに、公園等の整備や老朽化に伴う遊具の補修等、子どもの遊び場の確保に努めます。

No.	事業名	事業内容			担当課等	備考
68	ふれあい塾運営事業	学校施設を活用しながら、放課後の小学生の居場所づくり事業の充実を図り、児童の健全育成を推進します。			学び推進課	
		指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)		
		参加児童数	2,397人	5,000人		
69	新・放課後子ども総合プラン推進事業	児童クラブとふれあい塾を連携するため、教育委員会と町長部局とが緊密に連携・協力を図り、関係団体等を含めた体制の構築を図ります。			学び推進課	
		指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)		
		校内交流型児童クラブとふれあい塾開設校区割合	100%	100%		
70	子育て支援センター事業(6再掲)	子育て相談、子育て啓発活動、子育てサークルの育成、支援などの事業を行います。また、利用のきっかけづくりとして、定期的なイベントを開催していきます。			子育て支援課	
		指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)		
		延べ利用人数	7,986人	10,424人		
71	公園整備等事業	老朽化が進む公園施設の適切な維持管理を行い、子どもの遊び場の確保に努めます。			都市計画課	
		指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)		
		都市公園数	42箇所	44箇所		

72	児童遊び場の整備	子どもが安心して遊べるような児童遊び場の点検・整備を進めます。			子育て支援課
		指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)	
		安全基準による点検回数	1回	1回	
		目視等による点検回数	3回	3回	
73	広場等の整備	子どもが安心して遊べるような広場の整備・維持管理を進めます。			学び推進課
		指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)	
		目視等による点検回数	12回	12回	

## 基本目標5 要支援家庭への取り組み

### ■施策の基本的方向 (1)児童虐待の防止

児童虐待に関する相談対応件数は増加を続け、特に子どもの生命が奪われるなど重大な事件も後を絶たず、児童虐待問題は、依然として社会全体で早急に解決すべき重要な課題となっています。

児童虐待を防止するためには、発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケアまでの総合的な支援体制を確立するとともに、福祉のみならず、医療、保健、教育、警察等の関係機関との連携を強化していくことが重要です。児童福祉法に基づく要保護児童対策地域協議会を開催し、関係諸機関との連携を図りながら、児童虐待の未然防止及び早期発見、事案発生時の適切な初期対応に努めます。

No.	事業名	事業内容	担当課等	備考		
74	児童虐待防止のネットワーク事業	児童虐待の防止、早期発見、早期対応を目指し、関係機関との連携による児童虐待防止ネットワークを推進し、充実を図ります。	子育て支援課			
		指標			現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
		定例会議(代表者会議・実務者会議・援助活動チーム)の開催回数			13回	13回
		臨時ケース会議の開催回数			32回	38回
75	子育て支援センター事業 (6再掲)	子育て相談、子育て啓発活動、子育てサークルの育成、支援などの事業を行います。また、利用のきっかけづくりとして、定期的なイベントを開催していきます。	子育て支援課			
		指標			現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
		延べ利用人数			7,986人	10,424人
76	養育支援訪問事業 (10再掲)	乳児家庭全戸訪問や関係機関からの情報収集により把握した、養育支援の必要性があると判断した家庭に対し、訪問支援を実施します。	子育て支援課			
		指標			現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
		訪問家庭数(実数)			17人	26人
		延べ訪問回数			22回	33回
77	子育て支援相談事業 (13再掲)	子育て全般についての相談指導と育児情報の提供を行います。	子育て支援課			
		指標			現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
		相談主訴への対応率			100%	100%

■施策の基本的方向 (2)ひとり親家庭への支援

本町のひとり親家庭は、令和2年の国勢調査によると母子世帯数は 1,581 世帯、父子世帯数は 352 世帯となっていて、平成 27 年と比較すると増加傾向にあります。

ひとり親家庭の場合、厳しい労働条件の中で働く親が多いため、経済的に大きな負担を抱えていたり、家事や子育ての役割を一人で担っているため、様々な不安や悩みを抱えていたりするケースが少なくないことから、引き続き、ひとり親家庭の親と子どもが安心して生活していけるよう、経済的負担を軽減し、養育や医療などにおける生活支援を行うため、各種助成制度の充実を図るとともに、制度の周知に努めます。

No.	事業名	事業内容	担当課等	備考		
78	児童扶養手当	18歳到達年度末までの児童(児童に障がいがある場合は20歳未満)を養育しているひとり親家庭等に手当を支給します。	子育て支援課 神奈川県			
		指標			現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
		神奈川県所管事業のため、進行管理はしません。				
79	ひとり親家庭等医療費助成事業	ひとり親家庭等の人が病院等を受診したときに支払う医療費のうち、保険診療分の自己負担額を助成します。(所得制限有り) (令和5年度助成対象者数 816人)	子育て支援課	変更		
		指標			現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
		周知率			100%	100%
80	各種制度・講座等の情報提供	ひとり親家庭、生活困難、養育困難な家庭向けの各種制度や講座等の情報提供を行います。	子育て支援課			
		指標			現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
		広報掲載回数			2回	2回
81	ファミリー・サポート・センター事業 (7再掲)	仕事と育児の両立等のため、相互援助を会員組織により実施します。また、経済的負担の軽減策として、利用料金に対して1時間あたり200円(ひとり親家庭等、生活保護世帯は300円)の町負担を設けます。	子育て支援課			
		指標			現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
		延べ利用件数			2,437件	2,235件
82	母子父子家庭支援相談会	児童扶養手当現況届提出期間中に日程を設けて、県保健福祉事務所の相談員による生活相談を開催します。	子育て支援課 神奈川県			
		指標			現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
		相談主訴への対応率			100%	100%

### ■施策の基本的方向 (3)障がい児施策の充実

障がいや発達に遅れのある子どもが健やかに成長し、身近な地域で安心した生活を送れるようにするためには、一人ひとりの多様なニーズに応じた相談支援など、きめ細やかな対応が求められています。

障がいの早期発見、早期療育に努め、本人や家族の経済的負担の軽減を図るとともに、障がいのある子どもの社会的自立を支援していくため、各種の子育て支援事業との緊密な連携を図ります。

また、一人ひとりの個性や能力を伸ばしていける保育・療育・教育体制の充実に努め、障がいの内容や程度に応じた学習の指導・支援を行うとともに、障がいの有無にかかわらず、すべての子どもが共に学び共に育つ学習機会の充実に努めます。

No.	事業名	事業内容	担当課等	備考		
83	重度障害者等医療費助成事業	重度障がい者等の健康維持、福祉の増進を図るため、重度障がい者等の医療費の自己負担額を助成し、本人や家族の経済的負担を軽減します。	福祉課	変更		
		指標			現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
		周知率			100%	100%
84	障害児福祉手当	障がい児に手当を支給し、対象者の福祉の向上に寄与します。	福祉課 神奈川県			
		指標			現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
		神奈川県所管事業のため、進行管理はしません。				
85	特別児童扶養手当	日常生活に著しい制限を受ける障がい状態にある児童を監護している父母、もしくは養育している養育者に対し手当を支給します。	子育て支援課 神奈川県			
		指標			現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
		神奈川県所管事業のため、進行管理はしません。				
86	子育て支援相談事業 (13再掲)	子育て全般についての相談指導と育児情報の提供を行います。	子育て支援課			
		指標			現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
		相談主訴への対応率			100%	100%
87	母子健康診査事業 (38再掲)	妊娠経過や乳幼児の成長発達の健診を行い、安心して出産や育児ができるよう支援します。また、異常等があれば早期に医療機関等へつなげます。	子育て支援課			
		指標			現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
		乳幼児健康診査受診率 (4つの健康診査受診率の平均)			97.7%	100%

No.	事業名	事業内容	担当課等	備考		
88	児童発達支援事業	障がい児の日常生活における基本的動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。また、乳幼児の発達に関して療育相談を実施します。	子育て支援課			
		指標			現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
		通園児童数			21人	20人
89	特別支援教育推進事業 (小学校・中学校)	特別支援学級に補助員を派遣するとともに、通常学級に在籍する児童の校外学習や遠足等の行事に介助員を派遣します。加えて、小学校には特別な支援を要する児童のために、町内全小学校にふれあい教育支援員を配置し、学習支援を行います。	学校教育課			
		指標			現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
		特別支援学級の担当者 (補助員を含む)一人 あたりが受け持つ児童・生徒数			2人	2人
90	インクルーシブ教育の 推進	障がいのあるなしにかかわらず、すべての児童・生徒が共に学び共に育つ学習機会の充実を図ります。	学校教育課			
		指標			現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
		特別支援学級在籍児童・生徒や支援を要する児童・生徒も含めた、共に学ぶ学習活動の実施校数			8校	8校

## 第6章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の 量の見込みと確保方策

## 1 量の見込みについて

小学校就学前児童数の推移、ニーズ調査から算出した教育・保育の利用意向や就労希望等、直近の実績や町の実情等を考慮しながら、保育必要性の認定区分、年齢区分に応じた計画期間における各年度の量の見込みを定めます。

## 2 認定区分

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で、給付するしくみとなっており、認定は次の1～3号の区分で行われます。

### ■認定区分

区分	対象者	対象施設
1号認定	満3歳以上の教育を希望する就学前児童 (保育の必要性なし)	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上の保育を希望する就学前児童 (保育を必要とする子ども)	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満の保育を希望する就学前児童 (保育を必要とする子ども)	保育所 認定こども園 地域型保育事業

## 3 教育・保育提供区域

教育・保育提供区域とは、「市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域」(子ども・子育て支援法第61条第2項)です。

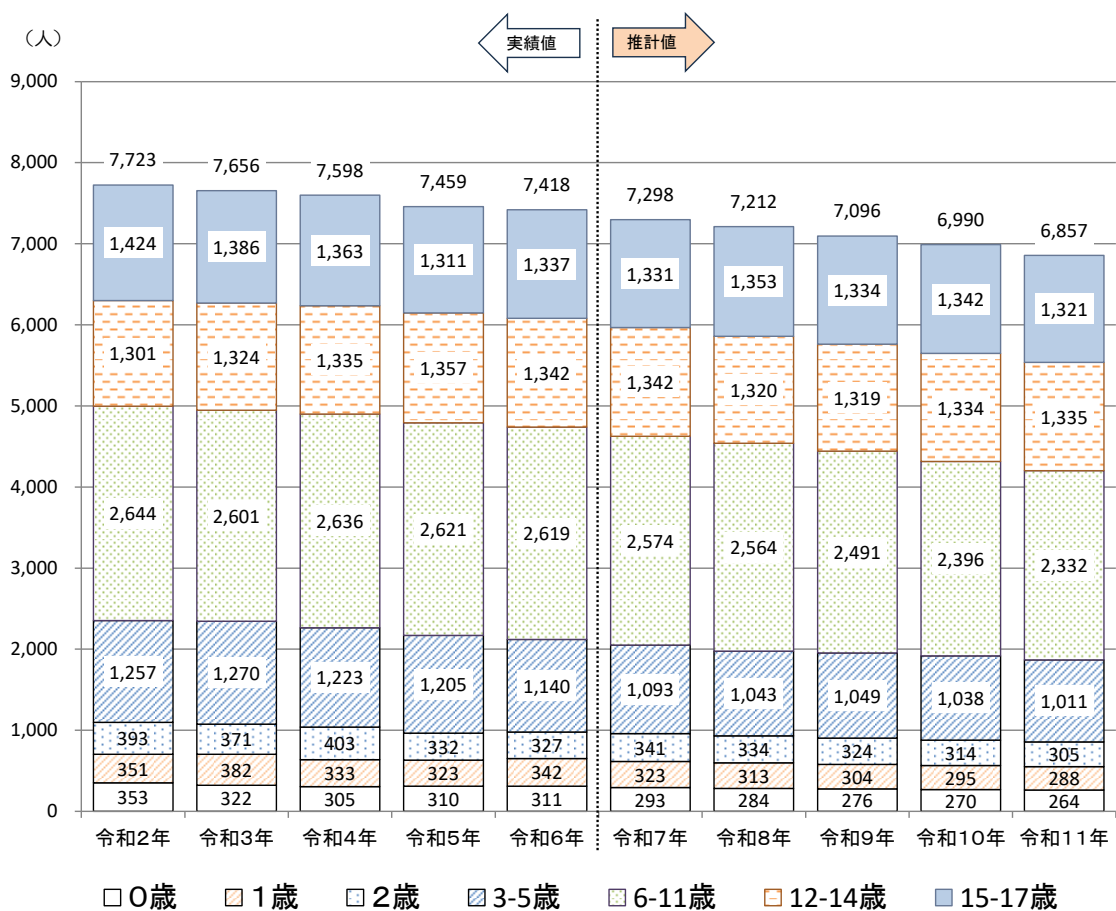
町の区域設定については、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設整備状況、その他の条件を総合的に勘案し、従来どおり町全体を1区域と設定します。

## 4 児童数の見込み

本計画の対象となる児童数の見込みについては、令和6年度に改訂する「寒川町人口ビジョン」を用いています。なお、「寒川町人口ビジョン」では、コーホート要因法で将来人口を推計しています。

0～17歳の児童数は、おおむね減少傾向で推移することが予測され、令和7年の7,298人から令和11年には6,857人となり、441人の減少が見込まれます。

### ■児童数の見込み



## 5 教育・保育施設の見込みと確保方策

### (1) 幼稚園

学校教育法に基づく教育機関で、保護者の就労状況にかかわらず、子どもの心身の発達を助長するために3歳からの幼児を対象とする教育施設です。

(単位:人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	137	131	131	130	127
1号認定	114	109	109	108	105
2号認定	23	22	22	22	22
確保提供量	304	304	304	304	304
1号認定	252	252	252	252	252
2号認定	52	52	52	52	52
確保提供量－見込み量	167	173	173	174	177

#### 【確保方策の考え方】

- 令和6年度人口に対する在園児童数の割合を令和7年度以降の推計人口に乗じて幼稚園全体の見込み量としました。2号認定については、令和6年度の在園児童数に対する利用者数の割合を幼稚園全体の見込み量に乗じて見込み量としました。
- 確保提供量については、令和7年度から幼稚園1施設が認定こども園に移行し、1施設のみとなるため、304人としています。

## (2)認定こども園(幼稚園部分)

小学校就学前の乳幼児に対して幼児教育と保育を提供する機能と、地域における子育て支援を行う機能を備えた施設での幼稚園部分です。

(単位:人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	413	395	396	393	382
1号認定	372	355	356	354	344
2号認定	41	40	40	39	38
確保提供量	534	534	534	534	534
1号認定	481	481	481	481	481
2号認定	53	53	53	53	53
確保提供量－見込み量	121	139	138	141	152

## 【確保方策の考え方】

- 令和6年度の人口に対する在籍児童数の割合を令和7年度以降の推計人口に乗じて幼稚園部分全体の見込み量としました。2号認定については、令和6年度の在園児童数に対する利用者数の割合を幼稚園部分全体の見込み量に乗じて見込み量としました。
- 確保提供量については、令和7年度から幼稚園1施設が認定こども園に移行するため、その定員を加えて534人としています。

### (3)認可保育所

児童福祉法に基づき、保護者の就労など何らかの理由によって、家庭などでの十分な保育が受けられない乳幼児を保育する施設で、県の認可を受けた施設です。

(単位:人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	664	633	624	609	589
2号認定	381	360	362	358	346
3号認定(0歳)	28	27	26	25	24
3号認定(1歳)	127	122	117	112	109
3号認定(2歳)	128	124	119	114	110
確保提供量	630	630	630	630	630
2号認定	378	360	367	373	377
3号認定(0歳)	28	27	26	25	24
3号認定(1歳)	104	119	117	112	109
3号認定(2歳)	120	124	120	120	120
確保提供量－見込み量	▲34	▲3	6	21	41

#### 【確保方策の考え方】

- 令和6年度の人口に対する入所申込数の割合(1, 2歳は当該割合に申込率の伸びを乗じた割合)を令和7年度以降の推計人口に乗じて保育全体の見込み量を算定し、そこから他の保育の見込み量を控除して認可保育所の見込み量としました。
- 確保提供量については、定員数としており、計画期間において0歳、1歳、2歳、2号認定の確保提供量の見直しをすることで、年齢ごとの確保提供量と見込み量が同数か上回る計画としております。

## (4)認定こども園(保育所部分)

小学校就学前の乳幼児に対して幼児教育と保育を提供する機能と、地域における子育て支援を行う機能を備えた施設での保育所部分です。

(単位:人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	138	138	138	138	138
2号認定	84	84	84	84	84
3号認定(0歳)	6	6	6	6	6
3号認定(1歳)	22	22	22	22	22
3号認定(2歳)	26	26	26	26	26
確保提供量	138	138	138	138	138
2号認定	84	84	84	84	84
3号認定(0歳)	6	6	6	6	6
3号認定(1歳)	22	22	22	22	22
3号認定(2歳)	26	26	26	26	26
確保提供量－見込み量	0	0	0	0	0

## 【確保方策の考え方】

- 過去の傾向等から定員まで利用があると見込まれることから定員数を見込み量とし、同数を確保提供量としました。
- 令和7年度に幼稚園1施設が認定こども園に移行するため保育所部分の枠が増となります。

## 6 地域型保育事業の量の見込みと確保方策

### (1) 小規模保育事業

少人数(定員6~19人)を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行う事業です。

(単位:人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	38	38	38	38	38
3号認定(0歳)	6	6	6	6	6
3号認定(1歳)	14	14	14	14	14
3号認定(2歳)	18	18	18	18	18
確保提供量	38	38	38	38	38
3号認定(0歳)	6	6	6	6	6
3号認定(1歳)	14	14	14	14	14
3号認定(2歳)	18	18	18	18	18
確保提供量－見込み量	0	0	0	0	0

#### 【確保方策の考え方】

○過去の傾向等から定員まで利用があると見込まれることから定員数を見込み量とし、同数を確保提供量としました。

## (2)家庭的保育事業

家庭的な雰囲気のもとで、少人数(定員5人以下)を対象にきめ細かな保育を行う事業です。

(単位:人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	5	5	5	5	5
3号認定(0歳)	1	1	1	1	1
3号認定(1歳)	2	2	2	2	2
3号認定(2歳)	2	2	2	2	2
確保提供量	5	5	5	5	5
3号認定(0歳)	1	1	1	1	1
3号認定(1歳)	2	2	2	2	2
3号認定(2歳)	2	2	2	2	2
確保提供量－見込み量	0	0	0	0	0

### 【確保方策の考え方】

○過去の傾向等から定員まで利用があると見込まれることから定員数を見込み量とし、同数を確保提供量としました。

## (3)事業所内保育事業

会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育する事業です。

### 【確保方策の考え方】

○計画上の見込量及び確保提供量の設定はありません。

## (4)居宅訪問型保育事業

障がい・疾患などで個別のケアが必要な場合や、施設が無くなった地域で保育を維持する必要がある場合などに、保護者の自宅で1対1で保育を行う事業です。

### 【確保方策の考え方】

○計画上の見込量及び確保提供量の設定はありません。

## 7 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

### (1)利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

令和4年の児童福祉法改正により、虐待の発生を予防するための支援の強化として「こども家庭センター」を設置すること、全ての子育て世帯やこどもが身近に相談することができる相談機関の整備に努めることとされました。

また、令和6年の児童福祉法改正により妊婦等包括相談支援事業が創設され、同年の子ども・子育て支援法改正により、地域子ども・子育て支援事業として位置づけられ、計画的な提供体制の整備を進めることとされました。

#### ○基本型

子育て支援センター内において、子ども及びその保護者等が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、子育てコーディネーターが情報提供や相談・助言等を行うなど、当事者目線の寄り添い型の支援を実施します。

#### ○こども家庭センター型

子育て支援課に設置したこども家庭センターに、母子保健コーディネーターや子育て支援員を配置し、旧子育て世代包括支援センター及び旧子ども家庭総合支援拠点の一体的な運営を通じて、妊産婦と乳幼児の健康の保持・増進に関する包括的な支援や、すべてのこどもと家庭に対して虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援まで、切れ目なく対応します。

#### ○地域子育て相談機関

地域住民にとって身近な場所に相談機関を設置し、子育てに関する相談に応じるほか、必要な情報提供や助言を行います。

#### ○特定型

待機児童の解消等を図るため、保育幼稚園課に保育コンシェルジュを配置し、行政が地域連携の機能を果たすことを前提に、主として保育に関する施設や事業を円滑に利用できるよう支援を実施します。

#### ○妊婦等包括相談支援事業

妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の推進を図ります。

(単位:箇所数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	3	3	3	3	6
基本型	1	1	1	1	1
こども家庭センター型	1	1	1	1	1
地域子育て相談機関	0	0	0	0	3
特定型	1	1	1	1	1
妊婦等包括相談支援事業型	1	1	1	1	1
確保提供量	3	3	3	3	6
基本型	1	1	1	1	1
こども家庭センター型	1	1	1	1	1
地域子育て相談機関	0	0	0	0	3
特定型	1	1	1	1	1
妊婦等包括相談支援事業型	1	1	1	1	1
確保提供量－見込み量	0	0	0	0	0

### 【確保方策の考え方】

- こども家庭センター設置に伴い、母子保健型がこども家庭センター型に変わりました。
- 基本型、こども家庭センター型、特定型については、第2期と同じ箇所数で事業を実施します。
- 児童福祉法が改正され、地域子育て相談機関を中学校区に1箇所を目安に整備する必要が生じたため、令和11年度に開所できるよう社会資源の確保、調査研究、検討を行います。
- 児童福祉法が改正され、主に妊婦・その配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等を行う「妊婦等包括相談支援事業」が創設されたため、1箇所ですべての相談支援を実施します。

## (2)地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター)

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

(単位:延人数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	8,911	9,267	9,638	10,023	10,424
確保提供量	8,911	9,267	9,638	10,023	10,424
確保提供量－見込み量	0	0	0	0	0

### 【確保方策の考え方】

- コロナ禍前の傾向や利用者増を図るために様々な講座や教室開催等に取り組む予定であることなどから、人口が減少していく中でも、利用者が増加すると見込んでいます。

### (3)妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。1人当たり14回分の妊婦健康診査費用補助券を交付しています。

(単位:延人数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	3,516	3,410	3,316	3,245	3,174
確保提供量	3,516	3,410	3,316	3,245	3,174
確保提供量－見込み量	0	0	0	0	0

#### 【確保方策の考え方】

- 推計人口の減少に伴って、本事業の対象となる妊婦も減少していくと見込んでいます。
- 妊婦の転入・転出等や個々の身体状況により、受診回数は異なりますが、今後も妊娠期間中に必要に応じて受診できる体制を整えます。

### (4)産後ケア事業

産婦が安心して子育てができるよう、退院直後の産婦及びその乳児に対して心身のケア、育児支援等を行う事業です。

令和6年の子ども・子育て支援法改正により、地域子ども・子育て支援事業として位置づけられ、計画的な提供体制の整備を進めることとされました。

(単位:延人数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	411	451	491	530	566
宿泊型	101	108	115	123	129
デイサービス型	209	231	253	274	294
訪問型	101	112	123	133	143
確保提供量	411	451	491	530	566
宿泊型	101	108	115	123	129
デイサービス型	209	231	253	274	294
訪問型	101	112	123	133	143
確保提供量－見込み量	0	0	0	0	0

#### 【確保方策の考え方】

- 推計人口の減少に伴って本事業の対象となる産婦は減少していくと見込んでいますが、事業の認知度などの高まりに伴って利用者が増加すると見込んでいます。
- 個々の心身の状況により利用する形態や回数は異なりますが、産後ケアを必要とする産婦が利用できる体制を整えます。

#### (4)乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる家庭を保健師等が訪問し、発育・栄養・育児・生活環境等の相談や、子育て支援に関する情報提供、養育環境等の把握を行う事業です。

(単位:人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	293	284	276	270	264
確保提供量	293	284	276	270	264
確保提供量－見込み量	0	0	0	0	0

##### 【確保方策の考え方】

- 推計人口の減少に伴って、本事業の対象となる乳児も減少していくと見込んでいます。
- 乳児家庭全戸訪問は新生児がいる全家庭を対象に実施しているため、0歳人口推計を見込み量としました。

#### (5)養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業で把握した「保護者の養育上の支援が特に必要と認められる」家庭を訪問し、その先につなげるための相談・指導・助言その他の援助を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

(単位:人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	26	26	26	26	26
確保提供量	26	26	26	26	26
確保提供量－見込み量	0	0	0	0	0

##### 【確保方策の考え方】

- 養育支援訪問は乳児家庭全戸訪問で把握した「保護者の養育上の支援が必要と認められる家庭」を対象として実施しているため、出生数の影響を受けることも考えられますが、育児不安の強い家庭や養育に支援が必要な家庭の増加と推計人口の減少とで相殺されると見込んでいます。

## (6) 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

### 【確保方策の考え方】

○計画上の見込み量及び確保提供量の設定はありません。

## (7) ファミリー・サポート・センター(就学児のみ)

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

ここでは就学児のみを対象としており、乳幼児については(8)一時預かり事業の②一時預かり事業(幼稚園型以外)で対象としています。

(単位:延人数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	1,408	1,403	1,364	1,312	1,277
確保提供量	1,408	1,403	1,364	1,312	1,277
確保提供量－見込み量	0	0	0	0	0

### 【確保方策の考え方】

○新型コロナウイルス感染症の影響等により、第2期計画の各年度の実績に差があり、当該期間の推移を使用することができないことから、推計すべき年度に近く、大きな差異のない期間の実績を基に利用率を算出し、推計人口に乗じて見込み量とし、同数を確保提供量としました。

## (8)一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

### ①一時預かり事業(幼稚園型)

幼稚園在園児を対象として、通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、希望者を教育(保育)する事業です。園によって実施日や実施時間などの状況は異なります。

(単位:延人数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	17,200	17,200	17,200	17,200	17,200
確保提供量	17,200	17,200	17,200	17,200	17,200
確保提供量－見込み量	0	0	0	0	0

### 【確保方策の考え方】

- 令和3年度から令和5年度までの幼稚園等の定員に対する利用者数の割合の平均値を令和7年度以降の定員数に乗じて見込み量を算出し、同数を確保提供量としました。
- 推計人口は、減少傾向ではありますが、幼児教育・保育の無償化が浸透してきており、幼稚園等に通園しながら一時預かり事業を利用し就労をする保護者が増加傾向にあることから計画期間を通して同数としました。

## ②一時預かり事業(幼稚園型以外)

幼稚園型を除く一時預かり事業で、内訳は次の3事業です。

<p><b>○ファミリー・サポート・センター事業(就学前)</b> 乳幼児の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。</p> <p><b>○一時保育事業</b> 日頃保育所を利用していなくても、一時的に児童を預けることができる事業です。町内の保育所4園で通常の保育の余裕活用型として実施しています。</p> <p><b>○夜間養護等事業(トワイライトステイ)</b> 保護者の帰宅が遅い場合や休日に不在の場合に、夜間・休日に児童養護施設等で児童を預かる事業です。</p>
--

(単位:延人数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	1,252	1,214	1,202	1,184	1,158
ファミリー・サポート(就学前)	1,052	1,014	1,002	984	958
一時保育事業	200	200	200	200	200
確保提供量	1,252	1,214	1,202	1,184	1,158
ファミリー・サポート(就学前)	1,052	1,014	1,002	984	958
一時保育事業	200	200	200	200	200
確保提供量－見込み量	0	0	0	0	0

### 【確保方策の考え方】

<p><b>【ファミリー・サポート・センター事業(就学前)】</b> ○新型コロナウイルス感染症の影響等により、第2期計画の各年度の実績に差があり、当該期間の推移を使用することができないことから、推計すべき年度に近く、大きな差異のない期間の実績を基に利用率を算出し、推計人口に乗じて見込み量とし、同数を確保提供量としました。</p> <p><b>【一時保育事業】</b> ○令和5年度の人口に対する利用者数の割合を令和7年度以降の推計人口に乗じた数を参考に200人を見込み量とし、同数を確保提供量としました。 一時預かり事業は、引き続き町内の認可保育所4施設で余裕活用型として実施します。</p> <p><b>【夜間養護等事業(トワイライトステイ)】</b> ○夜間養護等事業(トワイライトステイ)の計画上の見込み量及び確保提供量の設定はありません。</p>
---

## (9)延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。

(単位:人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	400	400	400	400	400
確保提供量	400	400	400	400	400
確保提供量－見込み量	0	0	0	0	0

### 【確保方策の考え方】

○令和5年度の在園児童数に対する利用者数の割合を令和7年度以降の定員数に乗じて見込み量とし、同数を確保提供量としました。

## (10)病児・病後児保育事業

病気中や病気回復期にある児童、突然の発熱等で集団保育が困難な児童を、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等をする事業です。

(単位:人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	202	194	192	189	184
確保提供量	0	0	576	576	576
確保提供量－見込み量	▲ 202	▲ 194	384	387	392

### 【確保方策の考え方】

- 第2期計画では、設定していませんでしたが、県内でも取り組んでいる自治体が増えている現状を踏まえ、第3期計画では令和9年度の開所を目標に確保提供量を設定しました。
- 近隣自治体の利用率を推計人口に乗じて見込み量とし、定員3人、月16日×12か月で確保提供量を設定しました。

## (11)放課後児童クラブ

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

(単位:人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	335	345	355	365	375
低学年	137	326	335	345	354
1年生	156	161	165	170	174
2年生	109	111	114	118	121
3年生	52	54	56	57	59
高学年	18	19	20	20	21
4年生	16	17	18	18	19
5年生	1	1	1	1	1
6年生	1	1	1	1	1
確保提供量	350	350	350	350	375
低学年	331	331	331	331	354
1年生	163	163	163	163	174
2年生	113	113	113	113	121
3年生	55	55	55	55	59
高学年	19	19	19	19	21
4年生	17	17	17	17	19
5年生	1	1	1	1	1
6年生	1	1	1	1	1
確保提供量－見込み量	15	5	▲ 5	▲ 15	0

## 【確保方策の考え方】

- 令和6年4月現在、各小学校区に1箇所(旭小学校区、南小学校区は2箇所)の放課後児童クラブを設置しています。
- ニーズ調査において、児童クラブを利用していない人の10.9%は利用したいとの意向があり、今後小学校の児童数の推移は減少傾向にあるが、児童クラブに対するニーズは、今後も増え続けると考えられる。今後は現状の施設の利用状況の見直しや新たな施設の確保及び適正な定員についての見直しを図り、入所を希望することをためらうことがないよう、提供量の確保に努めます。

## (12)子育て世帯訪問支援事業

ヤングケアラーがいる家庭など対象となる家庭を訪問し、家事支援（食事準備、洗濯、掃除、買い物の代行やサポート等）、育児・養育支援（育児のサポート、保育所等の送迎、宿題の見守り、外出時の補助等）を行います。

令和4年の児童福祉法改正により新たに創設され、同年の子ども・子育て支援法改正により地域子ども・子育て支援事業として位置づけられ、計画的な整備を進めることとされました。

(単位:延人数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	100	100	100	100	100
確保提供量	100	100	100	100	100
確保提供量－見込み量	0	0	0	0	0

### 【確保方策の考え方】

○推計人口から、出生数減少の影響を受けることも考えられますが、育児不安の強い家庭や養育に支援が必要な家庭が微増していることから、令和5年度実績(102回)と同水準で推移するものとして100人を見込み量とし、同数を確保提供量としました。

## (13)児童育成支援拠点事業

対象児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行います。

令和4年の児童福祉法改正により新たに創設され、同年の子ども・子育て支援法改正により地域子ども・子育て支援事業として位置づけられ、計画的な整備を進めることとされました。

### 【確保方策の考え方】

○計画上の見込み量及び確保提供量の設定はありません

## (14)親子関係形成支援事業

養育環境に課題を抱える保護者に対して、講義、グループワーク等を通じて、児童の心身の発達状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けることで、健全な親子関係の形成に向けた支援を行います。

令和4年の児童福祉法改正により新たに創設され、同年の子ども・子育て支援法改正により地域子ども・子育て支援事業として位置づけられ、計画的な整備を進めることとされました。

(単位:延人数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	24	24	24	24	24
確保提供量	24	24	24	24	24
確保提供量－見込み量	0	0	0	0	0

### 【確保方策の考え方】

○推計人口は減少傾向にありますが、支援が必要な家庭は微増すると見込まれることから、令和5年度(24人)を見込み量とし、同数を確保提供量としました。

## (15)実費徴収に伴う補足給付事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

### 【確保方策の考え方】

○国が設定する対象範囲と上限額を基に、助成を実施します。

## (16)多様な主体の参入促進事業

多様な事業者の新規参入を支援するほか、特別な支援が必要な子どもを受け入れる認定こども園の設置者に対して、必要な費用の一部を補助する事業です。

### 【確保方策の考え方】

○新規施設等に対する相談・助言等を実施します。

## 8 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

### (1) 認定こども園の普及に係る基本的考え方

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能や特長を併せ持ち、地域の子育て支援も行う施設であり、保護者の就労状況等に関わらず利用できることから、今後もニーズが高まることが考えられます。認可手続きの簡素化などにより、新たな設置や幼稚園・保育所からの移行をしやすいするなど、普及が図られています。

町においても、幼稚園・保育所からの認定こども園への移行や、新設の認定こども園の整備など、状況に応じて普及を推進していきます。

### (2) 幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する支援等

質の高い教育・保育及び子育て支援を提供するには、幼稚園教諭、保育士等の専門性や経験が重要になります。

教育・保育の一体的提供に関する意義や課題を共有できるよう、幼稚園教諭と保育士の合同研修の開催等について支援していきます。

### (3) 質の高い幼児期の教育・保育、地域の子育て支援の役割及びその推進方策

すべての子どもが健やかに育つためには、特に乳幼児期は生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であることに留意し、発達段階に応じた質の高い教育・保育、地域子育て支援事業が適切に提供されることが重要です。

子どもの最善の利益が実現される社会を目指し、地域社会全体ですべての子育て家庭を支えていけるよう、子育て支援施策を推進していきます。

### (4) 教育・保育施設と地域型保育事業者の相互連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携の推進方策

安心して子どもを産み育てられるように、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を提供することが必要であり、そのためには子ども・子育て支援に関わる者同士の密接な連携が重要になります。

特に、満3歳未満の子どもを保育する地域型保育事業について、満3歳以降も継続して質の高い教育・保育が受けられるように、教育・保育施設と地域型保育事業者の円滑な連携を推進します。

また、幼・保・小の交流や連携を推進することで、幼児期の教育・保育の充実や、小学校への円滑な接続を図ります。

## 9 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

### (1) 公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案した給付方法の検討

新制度に移行していない幼稚園に係る就園奨励費の事務との連続性に配慮するよう努めます。

なお、給付の実施回数については、年4回を目安とするとともに、子ども・子育て支援法第30条の11に基づき特定子ども・子育て支援施設等に対して施設等利用費を給付する場合は、特定子ども・子育て支援施設等における資金繰りに支障を来すことのないよう給付の時期についても配慮するよう努めます。

### (2) 特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使

確認に伴う指導監査等を実施するための要綱、基準等を定めるとともに、県に対し施設等の所在、運営状況、監査状況等の情報提供、立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導等の協力を要請するなど、県との連携に努めます。

## 10 任意記載事項

### (1) 産後の休業および育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

子育て支援総合窓口(利用者支援事業)の設置や、子育て情報の提供により、利用者のニーズに応じた子育て支援に結び付けられるよう努めます。

本計画では就学前の子どもの保護者に対するニーズ調査の結果を踏まえて、教育・保育の量の見込み及び確保方策を定めています。この量の見込み及び確保方策を基に特定教育・保育施設等を計画的に整備することで、産前・産後休業、育児休業明けに特定教育・保育施設等が利用できるような環境を整えていきます。

### (2) 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携

県が行う施策との連携を図り、町の実情に応じて、次に掲げる施策を推進していきます。

- ① 児童虐待防止対策の充実
- ② 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進
- ③ 障がい児施策の充実等

### (3)労働者の職業生活と家庭生活の両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

#### ①仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

仕事と生活の調和の実現のために、労働条件の向上や育児休業制度の普及などについて広報、啓発を行うなどの支援を推進していきます。

#### ②仕事と子育ての両立のための基盤整備

延長保育や児童クラブなどの様々な保育サービスの充実を図るなど、多様な就労形態に対応した子育て支援を推進していきます。

男女が協力して子育てを行い、男女ともに仕事と子育ての両立ができるように、男性の子育てへの参加を推進していきます。

### (4)地域子ども・子育て支援事業を行う関係機関相互の連携の推進に関する事項

#### ①関係機関の連携会議の開催等

妊娠・出産期からの切れ目ない支援を行い、それぞれの子どもの特性や家庭の状況に応じた適切な支援につなげるために、子育て支援に関わる関係機関が相互に連携し、協力していきます。

#### ②関係機関の連携を推進する取組の促進

保護者が必要とするときに必要な支援を利用することができるよう、利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業、子育て援助活動支援事業の実施にあたり、子育て支援に関わる関係機関との連携し、取組を促進していきます。

## 第7章 放課後児童対策の推進に関する行動計画

## 1 国の動き

こども家庭庁(厚生労働省)と文部科学省は、次世代を担う人材を育成し、加えて共働き家庭等が直面する「小1の壁」を打破する観点から、「放課後子ども総合プラン」(平成26年7月策定)及び「新・放課後子ども総合プラン」(平成30年9月策定、以下「新プラン」という。)を策定し、当該プランに基づいて放課後児童対策を進めてきました。放課後児童クラブの待機児童の解消を目指し、新プランによる受け皿の拡大を目指してきたところですが、その達成が困難な状況であることを踏まえ、「こども未来戦略」(令和5年12月閣議決定)の「加速化プラン」において、その期間中に早期に達成できるよう取り組むとともに、放課後児童クラブの安定的な運営を図る観点から、令和6年度から常勤職員配置の改善などを図ることとしました。

また、こども家庭庁と文部科学省両省庁は、放課後児童対策を一層強化し、こどものウェルビーイングの向上と共働き・子育ての推進を図るため、集中的に取り組むべき対策として、予算・運用等の両面を盛り込んだ総合的な「放課後児童対策パッケージ」(以下「パッケージ」という。)をまとめ、両省庁が連携し、推進していくこととしました。

なお、パッケージにおいては、新プランは令和5年度末で終了することとなるが、その理念や掲げた目標等を踏まえつつ、喫緊の課題を解決するためにも、パッケージを活用し、都道府県・市町村と国が連携し、「こどもまんなか」な放課後を実現することとしております。パッケージでは早期の152万人の受け皿整備の達成に向け、令和5～6年度に取り組むべき内容をまとめており、これらを踏まえ引き続き計画的に放課後児童対策を推進するため、自治体の実情に応じて計画を策定し、市町村が取り組むべき内容が示されています。

## 2 町が取り組むべき内容

これまで町では、新プランに基づく取組を計画的に進めるため、第2期寒川町子ども・子育て支援計画と一体のものとして策定してまいりました。今後もパッケージに示されている次の市町村が取り組むべき内容について、検討を進めてまいります。

- ① 放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み及び目標整備量並びに待機児童が発生している自治体においては待機児童解消に向けた具体的な方策
- ② 放課後子供教室の年度ごとの実施計画
- ③ 連携型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の目標事業量
- ④ 校内交流型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の目標事業量
- ⑤ 連携型、校内交流型の推進に関する具体的な方策
- ⑥ 放課後児童クラブ及び放課後子供教室への学校施設の活用に関する具体的な方策
- ⑦ 放課後児童対策に係る福祉部局と教育委員会の具体的な連携方策

その他、特別な配慮を必要とするこどもや家庭への対応(こども家庭センター等の関係機関との連携等)、事業の質の向上に関する具体的な方策

### 3 町の取り組みの具体的内容

#### (1) 放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み及び目標整備量等

保護者が労働等により、昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

(単位:人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	335	345	355	365	375
1年生	156	161	165	170	174
2年生	109	111	114	118	121
3年生	52	54	56	57	59
4年生	16	17	18	18	19
5年生	1	1	1	1	1
6年生	1	1	1	1	1
確保提供量	350	350	350	350	375
1年生	163	163	163	163	174
2年生	113	113	113	113	121
3年生	55	55	55	55	59
4年生	17	17	17	17	19
5年生	1	1	1	1	1
6年生	1	1	1	1	1
確保提供量－見込み量	15	5	▲ 5	▲ 15	0

放課後児童クラブに対するニーズは、今後も増え続けると考えられるため、見込み量分の提供ができるよう現状の施設の利用状況の見直しや施設の確保及び適正な定員についての見直しを図ります。

#### (2) 放課後教室(ふれあい塾)の年度ごとの実施計画

学校施設を活用しながら、放課後児童の安全・安心な居場所づくりと、学年の垣根を超えた多様な体験・活動を通じて、児童の健全育成を推進する事業です。

(単位:校)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
週3日 実施校	3	4	4	5	5

現在全ての小学校で実施しておりますが、小学校により実施回数が異なり、週1回から週3回の実施に留まっています。全ての小学校で週5日実施できるのが理想ですが、人員確保など課題も多いため、まずは週3日の実施を全ての小学校でできるよう努めてまいります。

#### (3) その他の取り組みについて

②町が取り組むべき内容③については、全ての小学校で放課後児童クラブと放課後子供教室(ふれあい塾)を実施しており、目標は達成されていますが、今後も継続して実施していけるよう努めてまいります。

同④については、現在、実施に至っておりませんが、教育委員会と連携を図り、校内交流型を実施できるよう取り組んでまいります。

同⑤⑥⑦については、今後、具体的な取り組みを検討しなければなりません。まずは同④の校内交流型の実施を目標とし、そのうえで、具体的な方策を検討してまいります。

## 第8章 こどもの貧困の解消に向けた対策

## 1 こどもの貧困の解消に向けた対策について

こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律の第1条には、貧困により、こどもが適切な養育及び教育並びに医療を受けられないこと、こどもが多様な体験の機会を得られないことその他のこどもがその権利利益を害され及び社会から孤立することのないようにするため、日本国憲法第25条その他の基本的人権に関する規定、児童の権利に関する条約及びこども基本法の本質にのっとり、こどもの貧困の解消に向けた対策を総合的に推進することを目的とする旨が定められています。

町では従来から、貧困が世代を超えて連鎖しない社会を目指して様々な事業を実施していますが、令和元年6月の法改正に伴い、市町村における計画的な取り組みを推進するために、市町村計画の策定が努力義務となったことから、本計画にこどもの貧困の解消に向けた対策を整理して位置づけ、町としての取り組みを進めていくものです。

## 2 市町村計画

こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律では、地方公共団体には地域の状況に応じた施策を策定し実施することが求められています。市町村計画は、この施策を推進するために、国が定める「こどもの貧困の解消に向けた対策に関する大綱」と県が定める県計画を勘案して、市町村が定めるものです。

町では、これまでも「経済的支援」「教育の支援」「生活の支援」の3つの支援を中心に、こどもの貧困の解消に向けた対策に関連する事業を実施していますが、その他に県の所管による事業も施策の重要な位置づけを占めています。こどもの貧困の解消に向けた対策は、町だけでなく、国や県も含めた関係機関相互の連携により推進されることが重要です。

## 3 町における取り組み

町は従来から様々な事業に取り組んでいますが、こどもの貧困の解消に向けた対策に特化したものではなく、「経済的支援」「教育の支援」「生活の支援」の3つの支援について、県の事業も含めて相互に連携しながら取り組んでいるものです。

町が取り組んでいる事業内容は次ページに記載されています。

No.	事業名	事業内容	担当課等	備考
8	民生委員児童委員活動事業	子育てひろばを開催し、地域の子育て世帯の交流を促進します。また、地域の相談役として、町民からの相談に応じ、必要な情報提供や支援を行います。	福祉課	
13	子育て支援相談事業	子育て全般についての相談指導と育児情報の提供を行います。	子育て支援課	
27	就学援助等事業 (小学校・中学校)	経済的理由により就学困難と認められる町立小・中学校の児童生徒の保護者に対し、学用品費や校外活動費など義務教育課程でかかる費用の一部を援助することにより、経済的理由による未就学を解消し、義務教育の円滑な実施を図ります。 町立小・中学校の特別支援学級に就学する児童生徒の保護者に対し、学用品費や校外活動費など義務教育課程でかかる費用の一部を援助することにより、保護者の経済的負担を軽減し、特別支援学級における教育の普及奨励を図ります。	学校教育課	
33	生活保護制度	生活に困窮している人に最低限度の生活を保障し、自立支援を図ります。	福祉課 神奈川県	
34	生活困窮者自立相談支援事業	生活保護に至る前の支援で、支援計画の作成や就労促進等の支援や、一定の期間家賃相当額の支給等を行います。	神奈川県 神奈川県社会福祉協議会	
49	教育相談事業	不登校や様々な問題を抱えている家庭に対して、相談指導教室専任教員、心理士、訪問相談指導員、学生相談員等による相談活動を行い、児童・生徒及び保護者の心の安定を図り、よりよい学校生活を送らせるために支援を行います。	学校教育課	
78	児童扶養手当	18歳到達年度末までの児童(児童に障がいがある場合は20歳未満)を養育しているひとり親家庭等に手当を支給します。	子育て支援課 神奈川県	
79	ひとり親家庭等医療費助成事業	ひとり親家庭等の人が病院等を受診したときに支払う医療費のうち、保険診療分の自己負担額を助成します。(所得制限有り)	子育て支援課	
80	各種制度・講座等の情報提供	ひとり親家庭、生活困難、養育困難な家庭向けの各種制度や講座等の情報提供を行う。	子育て支援課	
82	母子父子家庭支援相談会	児童扶養手当現況届提出期間中に日程を設けて、県保健福祉事務所の相談員による生活相談を開催する。	子育て支援課 神奈川県	

※事業の内容等については第5章と同じです。

## 第9章 計画の推進体制

## 1 計画の推進

---

子ども・子育て支援新制度における教育・保育、地域子育て支援事業の整備及び次世代育成支援行動計画を継承する施策事業は、福祉、保健、医療、教育、商工労働、まちづくりなど広範囲にわたり、それぞれが連携をとりながら基本理念に沿った事業を展開することが必要なものですので、計画の着実な実行を促すとともに、その目標を達成するため、庁内の連携を図るものとします。

## 2 計画の進行管理

---

5年という短期間に実効ある計画の推進を図るため、事業ごとの進行状況を年度ごとに「寒川町子ども・子育て会議」に報告し、適正な進行管理を実施していきます。

また、社会経済情勢等の変化に対応して、計画期間中であっても必要に応じて見直しを行っていきます。

## 3 計画の進行状況の公表

---

計画の進行状況を、毎年ホームページ等で町民にわかりやすく公表します。

## 4 国・県への要望

---

子ども・子育て支援は、国、県、町が一丸となって取り組むべき課題であり、直接、町民のニーズ・評価を把握できる立場の町として施策の拡充を積極的に国、県に要望します。

# 資料編

(資料編作成中)

- 1 計画策定の経過
- 2 子ども・子育て支援法
- 3 子ども・子育て会議  
寒川町子ども・子育て会議条例  
委員構成